

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和4年8月29日(月)

午前10時00分開会、午後2時52分閉会

場 所 第1委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) 保健福祉部関係
 - (3) こども未来部関係
 - (4) その他
 - 4 閉 会

出席委員(6名)

委員長	下村	壽郎
副委員長	奥谷	崇
委 員	目黒	英一
委 員	矢口	勝雄
委 員	塚原	圭二
委 員	鈴木	一彦

欠席委員(2名)

委 員	田子	優奈
委 員	福田	一夫

説明のため出席した者(23名)

教育長	入野	浩美
教育部長	望月	亮一
参事	菊地	正和
教育総務課長	塚本	富美代
学務課長	田中	裕之

学校給食センター長	寺崎 敏彦
生涯学習課長	佐賀 憲一
博物館副館長	木塚 久仁子
スポーツ振興課	大橋 博
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	堀部 猛
保健福祉部長	塚本 哲生
社会福祉課長	福原 守
高齢福祉課長	塚本 浩幸
国保年金課長	刈山 和幸
健康増進課長	水田 和広
障害福祉課長障害対策係長	田端 芳宣
障害福祉課長障害福祉係長	酒井 史人
こども未来部長	加藤 史子
こども政策課長	菊田 宏巳
保育課長	野中 佑起男
市長公室長	川村 正明
行革デジタル推進課長	元川 宏
市長公室行革デジタル推進課行政経営係長	川中 信樹

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

傍聴者（なし）

○**下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。本日は、議案関係が体験多いものですから、スピーディーに進めたいと思いますので、その辺はよろしく願いいたします。まず、教育委員会から行います。資料は、文教厚生委員会、令和4年、8月29日開催、教育委員会をお願いいたします。議案関係に入ります。まず、教育委員会人件費に係る補正予算案について執行部より説明願います。

○**塚本教育総務課長** 令和4年度土浦市一般会計補正予算第6回案について、教育総務課分を御説明させていただきます。資料①をお願いします。はじめに、1の補正の理由でございますが、これまで、市で雇用する会計年度任用職員の健康保険については全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽに加入しておりましたが、地方公務員等共済組合法の改正により、令和4年10月から教育委員会所属職員のうち、市立学校に勤務する会

計年度任用職員については公立学校共済組合へ、またそれ以外の会計年度任用職員については、市町村職員共済組合にそれぞれ変更となります。これに伴い、市立学校に勤務する会計年度任用職員分の共済費、こちらは健康保険料事業主負担分でございますが、これまで一括していた総務費予算を、教育費に分配する必要となったことから、支出科目の変更に伴い、増額補正をするものです。補正予算額につきましては、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の4節共済費で1,973万8,000円です。説明は以上です。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、市立学校施設整備基金の補正予算案について執行部より説明願います。

○**塚本教育総務課長** 資料②をお願いします。2番、市立学校施設整備基金の補正予算案についてでございます。1の補正の理由でございますが、令和3年度一般会計決算剰余金を活用し、学校施設の長寿命化計画に基づく更新等のため、今後多額の支出が見込まれることから、市立学校施設整備基金に積立を行うものです。2の補正予算額については、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、24節積立金で6億8381万5,000円でございます。説明は以上です。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、小中学校プール施設修繕事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○**塚本教育総務課長** 資料③をお願いします。小中学校プール施設修繕事業の補正予算案についてでございます。学校プールにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度、3年度の2年間は水泳授業を中止しておりました。今年度は3年ぶりの水泳授業実施に向けて、プール施設の点検及び準備を進めておりましたが、老朽化した設備の配管等の劣化がより進行し、修繕箇所が多発したことから、水泳授業再開を断念せざるを得なかった状況でございます。2ページをお願いします。今後の小中学校プール施設整備のあり方については、基本的な考え方としまして、少子化や施設の老朽化を踏まえ、将来的には、プールの共有化、民間施設利用を推進して行くことにより、経費の削減を図ってまいりたいと考えております。令和5年度につきましては、この基本的な考え方を踏まえ、可能な限り共有化等について、前倒しを図りたいと思います。次年度の具体的な対応につきましては、2番に記載がございますとおり、近隣小学校との共用としまして、都和南小については都和小とのプールの共用を、菅谷小については上大津東小とのプールの共用を図ります。また、東小及び大岩田小については、水郷プールを活用し、水泳授業を実施したいと考えております。なお、今後につきましては、次年度に基本計画を策定する予定でございまして、この共用化の課題等を検証し、今後の学校プールのあり方について検討をまいりたいと考えております。資料1ページにお戻り願います。1の補正の理由でございますが、次年度においては、基本的な考え

方を踏まえ、可能な限り前倒しを図りますが、今回補正をお願いするのは、次年度において、共有化の対応が困難な大規模校など小学校9施設及び部活動や小学校との共用化も含め、将来も使用し続ける可能性が高い中学校7施設について、令和5年度の水泳授業再開に向けて、最低限の修繕を実施するため、歳出予算の増額補正をお願いするのでございます。2の補正予算額については、2項小学校費、1目学校管理費費、14節工事請負費で4315万円、同じく3項中学校費で4262万5,000円でございます。説明は以上です。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**矢口委員** 確認なのですが、基本的な考え方の青枠で囲ってある部分は、以前から示されていたかと思うのですが、この具体的なお話ですね、実際の学校名を出してというのは、今回が初めてということでしょうか。

○**塚本教育総務課長** おっしゃるとおりでございます。初めて学校名を挙げさせていただいて、今回は試験的に試みをする予定でございます。

○**目黒委員** 同じく青枠のところ、民間施設の利用とありますけれども、土浦三の水泳部は、近くにあるジョイフルアスレチックのプールを借りて部活動の練習をしている。そこで、プールの使用料は保護者負担と聞いておりますが、それに関しては今後どうなるのでしょうか、お伺いします。

○**塚本教育総務課長** 現在、新治学園のほうが、霞ヶ浦スイミングクラブを授業として実施しておりますが、そちらの場合は、教育委員会負担として、保護者からはいただいておりませんので、授業で実施する場合にはそのように考えております。

○**目黒委員** 水泳部の活動については、今までどおり民間利用する場合は、負担は保護者ということで変わらずでしょうか。

○**下村委員長** 目黒議員、ちょっと待ってください。教育部長、これは学務課じゃないの、どっちなの。教育総務課長でいいのですか。今の質問は、繰り返しますけれども、部活の話に移ってしまっているの、授業と関連していないのですね。目黒議員もお判りでしょうけど、話はこの中では授業の話で、部活とはまた別のはなしなのですが。

○**目黒委員** プールのことなので。

○**望月教育部長** 委員長のおっしゃるとおり、今回の補正で上げさせていただいているものについては、施設の利用についてというような、学校の事業を行うための学校の施設関係でございます。部活動については、学校教育の中でやっておりますけれども、所管は別で、指導課が関係するのかなと思っております。

○**下村委員長** ということは、費用についてはどちらの課が答えてくれるのでしょうか。

○**望月教育部長** 授業と部活を分けたかたちになりますけれども、現在の三中の部活動の使用については、民間利用して、ほかの中学校の部活動ではそういうかたちを取っていないのですが、特例的な扱いで費用面も保護者負担ということで、今現在やっているということでございます。

○**目黒委員** 承知いたしました。今回、プールが補修されれば、今までどおり部活動でも利用できるということで、よろしく願いいたします。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、小中学校保健特別対策事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○田中学務課長 資料④をお願いいたします。小中学校保健特別対策事業につきましては、1の補正の理由としまして、学校における児童生徒の安全な学習環境を確保し、学校教育活動を着実に継続するため、児童生徒及び教職員の感染症対策等などに必要となる物品を購入し、各学校に配備するために増額補正するものです。なお、対象経費については、国の令和3年度補正予算に係る補助金、こちらは国が令和4年度に繰り越しております、を活用いたします。2の補正予算額としましては、歳入として16款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金及び3節中学校費補助金となります。補助率は対象経費の2分の1となります。歳出としましては、9款教育費、2項小学校費及び3項中学校費、1目学校管理費の10節需用費、消耗品費及び17節備品購入費となります。購入する主なものとしましては、保健衛生用品としまして、非接触型体温計、サーマルカメラ、消毒液スタンドなどがございます。また、教室などにおける3密対策として、換気を徹底するために大型送風機、サーキュレーター、感染防止の徹底のため、保健室等の衛生環境の向上に必要な備品等としましては、パーテーション、ベンチベッド診察台などがございます。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、GIGAスクール構想推進事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○田中学務課長 資料⑤をお願いいたします。小中学校GIGAスクール構想推進事業につきましては、1の補正の理由としまして、特に規模の大きい小中学校において、児童生徒が学校内でネットワークに接続して、1人1台端末を多台数同時接続して授業などを実施する際、通信が繋がりにくい場面などがあります。通信事業者の変更や機器の設定などの対応により、段階的には改善しておりますが、完全な解消には至っていないため、専門事業者による校内のネットワーク環境の調査、改善策の考案等により、根本的な改善、解決につなげるため、増額補正するものです。なお、対象経費については、国の令和3年度補正予算に係る補助金、こちらも令和4年度繰り越しております、を活用いたします。調査対象校は、小学校1校、中学校1校の2校とします。2の補正予算額としましては、歳入として、7目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金及び3節中学校費補助金となります。補助率は、こちらも対象経費の2分の1となります。歳出としましては、2項小学校費及び3項中学校費、2目教育振興費の12節委託料となります。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、学校給食に係る賄材料費の補正予算案について執行部より説明

願います。

○寺崎学校給食センター長 資料の⑥をお願いします。学校給食に係る賄材料費の補正予算案についてです。1の補正の理由ですが、物価高騰により学校給食の食材を購入するための賄材料費が圧迫される中、現在まで栄養士が献立を工夫しながら、限られた予算の中でやり繰りを行って参りましたが、この高騰が今後も続くと、児童生徒の栄養や量が不足する懸念が生じてきたために、補正の要求をさせていただきました。その目的としては資料に記載の2点がございませう。一つ目に、栄養バランスや量を保った給食を提供するためです。二つ目としては、物価高騰に直面している保護者の負担を軽減するためでございます。2の補正予算額については、歳出となりますが、表のとおりでございます。5項、5目、10節需用費ですが、今回補正する御覧の額は、学校給食の食材を購入するための賄材料費でございます。補正額の算出方法は、昨年度と今年度の実際に提供した献立について、それぞれ5月から7月の一食分の平均価格を算出し、それらの差額を上昇額として、10月から年度末までの給食回数と、人数を乗じて算出しております。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○矢口委員 この案件そのものにはなんら異論はないのですが、基本的に賄材料費は保護者負担、ただし前回料金を改定した時に、極一部を市の予算で補助するというような方向性があったと思います。今回のこの補正というのはあくまでも、国が今ガソリンの高騰で補助金を出していると思うのですが、それと同じように暫定で今回この予算を組んだのか、それとも今後ともこういう方向性でいくのか、その件をお答えいただきたいと思ひます。

○寺崎学校給食センター長 矢口委員のおっしゃるとおり、あくまでも物価高騰、急激な上昇に対応するための暫定的な処理でございます。今後、あくまでもこちらは今年度に関しての補正でございますが、今年度も物価の高騰を鑑みて、対応していきたいと考えております。

○矢口委員 話はよく分かりました。今後の食料価格の動向が、非常に見通せないところではあるのですが、とりあえず今年度の暫定的な措置と理解しました。以上です。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、新たな体験活動プログラムモデル事業の補正予算案について執行部より説明願ひます。

○佐賀生涯学習課長 資料⑦-1をお願いします。新たな体験活動プログラムモデル事業についてでございます。1番、補正の理由でございますが、この事業は県の委託事業でございます。県内の小中学校に募集をしたところ、本市からは都和南小学校と菅谷小学校の2校が希望し、両校ともモデル校として指定を受けたものです。サイクリング型プログラムと国際協力体験型プログラムが、それぞれが受けたプログラムでございます。体験学習は子供にとって非常に重要な学習ですが、これまでの中央青年の家等の施設から提供される体験メニューの方式ではなく、各校でテーマに沿った内容を独自に考え実

施するというようなものです。2番、補正予算額でございます。それぞれの学校に10万円づつ、歳出につきましては、講師謝礼、消耗品、レンタサイクルの使用料を見込むものです。県の委託事業であることから10分の10の事業でございます。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、土浦第四中学校校舎棟長寿命化改良建築主体工事について執行部より説明願います。

○**塚本教育総務課長** 資料⑧-1をお願いします。土浦第四中学校校舎棟長寿命化改良建築主体工事についてでございます。本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する案件でございます。工事につきましては、予定価格が1億5000万以上のものに該当しております。土浦第四中学校南校舎につきましては、昭和56年度に建築され、築40年が経過しておりますことから、8番工事の目的にございまして、令和3年3月に策定しました、土浦市学校施設長寿命化計画に基づき、施設を築後80年間使用していくことを目指し、おおむね築後40年目に長寿命化に必要な改修工事を行うものです。1の工事名称及び2の工事場所につきましては、記載のとおりです。3の工期につきましては、議会の議決を頂いた翌日から、令和6年3月15日までの予定でございます。4の契約金額は、5億1,810万円。契約の相手方は、郡司建設株式会社となります。契約の方法でございますが、7月20日に、一般競争入札にて行なわれ、翌21日に仮契約を締結してございます。建物概要は、鉄筋コンクリート造りの4階建てで、延べ面積は、3,646平方メートルとなっております。9番の主な工事内容につきましては、お手数ですが、資料⑧-2をお願いします。右側の表に主な工事内容を記載してございます。屋外、外壁、建具の改修、トイレの増設、エレベーターの新設など、記載のとおりでございます。右側表の①から⑧については、平面図の工事個所と一致した番号を、表記させていただいております。資料⑧-4をお願いします。表の左から2番目の箱、1番目の建築主体工事のところ、今回の工事の工程表となります。なお、工事につきましては、建築主体工事のほか、電気設備工事、機械設備工事の3工事に分けて同時期に行ないます。電気及び機械設備工事については、契約額が1億5000万以下になりますことから、議案には含まれないものでございます。その他、資料⑧-3に学校位置図を添付しております。説明は以上です。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**目黒委員** 土木事務所側の通りに裏門があるのですけれども、その裏門はブロックできていて、欠けているところがあったり、耐震化とか大丈夫なものかと近所の方から言われたのですけれども、そこらの当たりの修繕だったりとか、耐震化等をこの工事の時に、もしやっていたらいいような余裕があるかどうかお伺いいたします。

○**塚本教育総務課長** 裏門の目黒議員のおっしゃったことについては、今回の改修工事には含まれておりませんので、後ほど場所を確認させていただいて、具体的な対応策を考えたいと思っております。

○目黒委員 よろしくお願ひします。

○下村委員長 ほかにござひますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、新治運動公園多目的グラウンド人工芝整備工事について執行部より説明願ひます。

○大橋スポーツ振興課長 資料⑨-1をお願ひします。新治運動公園多目的グラウンド人工芝整備工事について、この度請負契約が締結となりましたので説明させていただきます。3番の工期は、9月議会で議決の翌日から令和5年3月15日までを予定しております。4番の契約金額は、3億4,143万1,200円。5番契約の相手方につきましては、日東エンジニアリング株式会社。7番、工事の概要ですが、グラウンド全面で1万8,000平方メートル弱の人工芝整備、グラウンド周辺の延長529メートルのフェンス工事等を行うもので、次のページの位置図を御参照いただきますとわかりやすいかと存じます。人工芝整備工事の契約締結につきましては、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、博物館空調他機械設備改修工事について執行部より説明願ひます。

○木塚博物館副館長 資料⑩-1をお開きください。博物館空調工事の契約に関する案件でございます。空調他機械設備改修につきまして、工事名称、工事場所、工事期間につきましては、1から3に記載のとおりでございます。入札につきましては、一般競争入札で8月9日に実施し、翌日に仮契約を締結しております。契約金額は、2億1,384万9,900円。契約の相手方は、ファシリオ・東プラ特定建設工事共同企業体で、代表構成員は日本ファシリオ株式会社関東支店、構成員が東洋プラント工業株式会社でございます。工事の目的は9に記載のとおり、老朽化が著しい設備の改修を行い、収蔵資料に良い環境を整備し、来館者にも快適な空間を作り出します。工事内容は、10に記載のとおり、空調のほか、換気、自動制御設備、衛生器具設備、給排水設備の改修でございます。次のページをお願いいたします。左側が博物館の位置図、右側の写真に空調の要であるチラーユニットの故障に伴う水漏れ、収蔵庫の温湿度がコントロールできていない状態をお示ししております。資料⑩-2をお開きください。改修工事は、空調他機械設備改修、空調他電気設備改修、設備付帯他建築改修の三つに分けて実施いたします。次のページをお願いいたします。工事のスケジュールですが、本体工事の欄の1番目の機械、2番目の電気につきましては議会の議決終了後から令和5年9月30日までが工期となる予定でございます。運び出した収蔵品や備品の搬入作業や準備期間等をお願ひいただきまして令和5年12月まで休館とさせていただきます。説明は、以上です。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、博物館空調他電気設備改修工事について執行部より説明願ひます。

○木塚博物館副館長 資料⑪-1をお開きください。電気設備工事につきましては、先ほど御説明させていただきました機械工事と同様、契約に関する案件でございます。契約金額は、1億5,796万円で機械工事と同様の一般競争入札で、8月9日に実施し、翌日に仮契約を締結しております。契約の相手方は吉原電気工業株式会社でございます。主な工事内容は、10番に記載のとおり、電灯設備、動力設備、受変電設備、非常用発電設備新設、監視カメラ設備改修工事でございます。次のページをお願いいたします。LED化を計画している館内照明や、非常電源設備などの現状をお示ししております。工事の概要とスケジュールは、機械工事と同じです。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、GIGAスクール端末(児童用・予備機用)の購入について執行部より説明願います。

○田中学務課長 資料⑫ページをお願いいたします。GIGAスクール端末(児童用・予備機用)の購入につきましては、令和2年度に児童生徒が学校内で活用する端末につきまして、1人1台の整備をいたしました。7の目的にありますように、新型コロナウイルス感染症の長期化が見込まれます。臨時休校等により、学校での対面式の授業が実施できない場合等に備え、また、現在、市立小中学校で推進している端末の持ち帰り学習の更なる推進のため、全児童生徒が家庭に持ち帰り、学校と家庭間の双方向授業や、家庭でのオンライン学習時に活用する端末を追加で整備するものです。3の納入の期限予定としましては、①として納入予定全620台、児童用、予備機用の合計620台中398台が児童用。こちらにつきましては、臨時休校等により、学校での対面式の授業が実施できない場合などに備え、また、端末の持ち帰り学習の推進のため1年生が持ち帰り学習を行うための追加整備分でございます。議会の議決の翌日から令和4年12月26日としております。②として納入予定全620台中222台が予備機用。こちらにつきましては端末が故障し修理が完了するまでは、ある程度の期間、大体3か月以上を要するため、それまでの間に児童生徒が端末を使用できなくなることを避けるために、予備機として貸し出しを行う分でございます。議会の議決の翌日から令和5年1月31日としております。なお、①及び②の納入期限につきましては、今年の8月中の納入を目指しておりましたが、世界的な半導体不足の影響を受け、納入が遅れてしまったものでございます。なお、①の児童用納入期限につきましては、1年生が3学期から持ち帰り学習を行えるよう12月末とし、②の予備機用より納入期限を早めたものでございます。5の契約の相手方につきましては、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社でございます。9の運用イメージにつきましては、2ページをお願いいたします。運用イメージとしまして、学校の授業及び家庭への持ち帰り学習などで端末を活用するものでございます。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○塚原委員 1点だけ。3番の222台分の予備部分ですけれども、これの保管方法というのは、各学校に何台若しくはどこかで一括して保管をしておいて、それを故障に合

わせてやる。どうかたちになるでしょうか。

○田中学務課長 迅速に対応するために、各学校に保管を考えてございます。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、G I G Aスクール端末(指導者用)の購入について執行部より説明願います。

○田中学務課長 資料⑬をお願いいたします。G I G Aスクール端末(指導者用)の購入につきましては、こちらも7の目的にありますように、G I G Aスクール構想に基づく児童生徒1人1台端末を活用した授業、また、新型コロナウイルス感染症の長期化による臨時休校等により、学校と家庭間の同時双方向のオンライン授業、学校現場で発生している新たなニーズに対応するため、国の補助金を活用し、指導者用端末を整備するものです。3の納入期限予定としましては、こちらも世界的な半導体不足の影響を受け、9月議会の議決の翌日から令和5年1月31日としております。5の契約の相手方につきましては、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社でございます。9の運用イメージにつきましては、2ページをお願いします。教室における児童生徒1人1台のG I G Aスクール端末を活用した授業、コロナ禍における臨時休校時等における教室と自宅間の遠隔授業などを行うにあたり、教員が電子黒板用の指導者用端末の他に、もう1台のG I G A端末を使用することで、児童が電子ドリルソフトで問題を解く際の進捗状況を把握するなど、オンライン学習及び授業の高度化、充実を図ります。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 教えて欲しいのが私からあるのですけれども。この運用イメージのところの一番下の絵ですけれども、大きいディスプレイのところに先生が立っている。もう一つ、指導用G I G Aスクール端末と書いてあるが、こういうふうなイメージでいくのだろうけれども、先生が不足するのではないですか。設備ばかり投入しても、先生が不足する気がする。例えば、土浦一中だったかな、昨年9月に視察に行きましたけれども、英語授業の時に先生が2名いらっしゃった。英語授業というのは、すごく素晴らしい事業になるのですね、これでやると。ところが、数学だったかな、やっている時は、先生一人で頑張ってもらってるの。端末のほうには、誰もいない。これでは、ちょっと活用の仕方として、先生を教室に増員しないとうまくいかないのではないかと。これは、参事どのようにお考えですか。

○菊地参事 現実的にG I G Aスクールを推進するために、教職員を増員するという流れにはなっていません。仮に学校に一人そういう専門家を置くとか、サポートの意味での枠が増員されるとか、そういう動きも今のところありません。したがって、各教員が授業を行うスキルの中で、そういうのを使いこなしていけるかどうか、今のところかっている状況で、おっしゃるとおりにやはり、そういうスキルに長けている職員であれば、必要以上に効果的な授業を実施するし、そもそも授業にパソコンを使わないで、ず

っと経験値としてきている職員については、全く新しい教材を常に使わなくてはならないということで、非常に苦しいところもある。ただ、そういう中でそれぞれの教員が対応しているというのが実情です。

○**下村委員長** ありがとうございます。私たちは、7月に委員会として秋田県秋田市の学力向上について視察を行ってきたのです。行政視察をしました。そういったなかで、こういう問題を解決するには、何か運用を、GIGAスクール構想でタブレット1台とか何かで、学力向上につながっているのかという話を伺ったのですね。やはり今はなかなかそこは難しいところなのだと。けれども、活用することによって、違った面ですばらしいものも出ているよということも言っていましたけれども、これは子供たちのやる気の問題かな。そういった面ではすごく活用が、タブレット1台で個人個人の能力に応じて指導できるということもあるから、すごくいいという話もありましたけれども、先生が一人で二つ見ることはできない、なかなか。例えば、大きなスクリーンの前、あるいはディスプレイの前で説明をしている時は、カメラで撮影をして送っているわけですね。けれども、パソコン端末のほうには、いろいろ返ってくるものもあるわけですね。そこらへんが、やはり加配していかなくてはいけない理由になるのではないかな。そういった検討を教育長、どうですかね。

○**入野教育長** 委員長の御懸念、不安視される声はもっともといえますか、そうなのかなというふうには感じております。先ほど参事が申し上げたとおり、教職員定数は基本的に法定で規定されている関係で、県に問い合わせてもやはり増員というのは、なかなかこんなのかなという状況でございます。支援員とかいろいろなサポーターも活用しながら、あるいは場合によっては管理委員さんなども、学校ではいろいろ工夫をしながら、職員によってスキルの差が今はあるようですが、2点ですね。とにかく教職員個々のスキルアップを図って、引き続き研修をやっていくことが一つ。もう一つは、そこに至るまでは、とにかく内部の職員で、教職員以外の職員なんかも、サポーターなんかも随時活用しながらということで、しのいでいくということが現実的なのかなと。現時点では、そういうふうを考えております。

○**下村委員長** ありがとうございます。私もこれから外れてしまうかもしれないけれども、結局先生方の勤務体制が大変になってくるわけで、そこも考えていかないといけないので、支援員を増配していくとか、加配してくと言うのは、市のほうで少しプラスで検討していかなくてはいけないことなのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。その他に移ります。教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検評価報告書、令和3年度分について 執行部より説明願います。

○**塚本教育総務課長** 資料⑭をお願いします。令和3年度、教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検評価報告書について、説明させていただきます。1の趣旨につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することとされております。本市においては、平成22年度より実施しており、毎年9月に報告書を公

表しています。教育委員会にて、令和3年度の教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、128事業の点検をするとともに、3名の学識経験者による評価をいただき、報告書を作成しましたので、議会に提出をさせていただくものです。2の学識経験者は、記載の3名の有識者でございます。事業説明を行ったうえで、御意見や御助言をいただきました。主な御意見としまして、小野寺様からは、「コロナ禍において、事業の中止あるいは延期や変更など、コロナ禍での感染対策が徹底されるとともに、適切な対応が随所に見られた。」と、コロナ禍における教育委員会の事業運営について評価をいただきました。また、田上様からは、「学校における働き方改革については、児童生徒への影響が大きいことから、上位計画とのすり合わせや関係部局との十分な協議が必要である。」といった御助言等をいただきました。そして、田中様からは、博物館における大河ドラマと関連した特別展への評価や御城印帳の積極的なPRなどの御助言等をいただいております。3の点検評価報告書は、サイドブックス内のその他の資料、計画・プラン等、教育委員会に掲載してございますので、後ほどお目を通していただきますようお願いいたします。4の公表については、市議会終了後に、市ホームページへの掲載及び市内の支所出張所への報告書冊子の設置により、公表いたします。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、第1回仮称土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会について執行部より説明願います。

○**塚本教育総務課長** 資料⑮をお願いします。第1回仮称土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会について、御説明させていただきます。7月13日に行なわれました、統合小学校の地区長8名及びPTAとの懇談会につきましては、7月20日の委員会において、御報告をさせていただきましたが、その中で、今後については、検討委員会を立ち上げ、現在の候補地も含めた再検討を進めていくこととしたところでございます。この度、資料2ページに検討委員会委員名簿を添付させて頂いておりますが、懇談会時のメンバーに加え、学校関係者として、上大津東小、菅谷小、土浦五中の校長に加え、また、上大津地区代表者として、上大津ブロック会会長の瀧区長を加えました、計19名で検討委員会を設置いたしました。なお、検討委員会の委員長につきましては、前回の報告時の委員会において、今後の話し合いには中立的な立場の方が必要との御意見もございましたことから、上大津地区に精通しており、中立的、客観的な立場な方として、統合小学校の学区の区長以外であります瀧区長をお願いしております。当日の検討委員会の内容についてでございますが、はじめに、事務局よりこの検討委員会の設置目的である、五中西側の原案も含め再検討をすることについて、これまでの適正配置検討委員会での提言から現建設候補地選定理由、陳情書の提出に至ったこれまでの経緯を含め、改めて説明をいたしました。また、7月13日の懇談会の各区長等の主な意見について説明をいたしました。そのうえで、改めて五中西側の現候補地についてご意見を頂いたわけでございますが、(2)の検討委員会での主な意見に記載がございますように、改めて沖宿ほか、田村、おおつ野地区長や五中PTA会長から通学路の

安全性の問題、くぼ地を埋めた場合の危険性及び多大な経費などの問題から原案反対との意見が出され、委員長からは、「全体のことを総合的に考えなくてはならない。」との意見を頂きました。審議の結論としては、委員長から、「現候補地については、課題や不安が多く、市に見直し案を検討して頂きたい。」との意見がなされました。これを受けまして、市としては、平成29年から検討が始まった適正配置検討委員会での提言を踏まえ、小中一貫教育を効果的に進めていこうということで、統合校の位置については五中付近としたわけですが、その後の地域事情が変化しており、具体的には、354号バイパスの交差点においての事故が多くなっている状況やその対策として、関係機関に働きかけていた歩道橋の設置についても、なかなか実現性が難しいこともございますことから、「子ども達の安全確保は、最も留意すべき点であると認識している。市としては、本日の検討委員会の結論を踏まえ、適正配置検討委員会の提言を尊重しつつ、現在の候補地である五中西側については、見直しを検討することが必要と考えている。」としたものでございます。第1回の検討委員会の内容につきましては、以上でございますが、今後としましては、第2回を10月下旬に開催する予定であり、その際に市による見直し案について、提示する予定でございます。なお、前回の委員会時に鈴木委員から申し出がありました、上大津地区の住民住基人口のつきましては、資料⑮-2に掲載いたしましたので、よろしく願いいたします。報告は、以上です。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、小学校口腔衛生推進事業（フッ化物洗口の実施）について執行部より説明願います。

○**田中学務課長** 資料⑯をお願いいたします。小学校口腔衛生推進事業（フッ化物洗口の実施）について御説明いたします。1の目的としましては、県では、生涯にわたり健康な生活を送るためには、口腔の健康を維持することが重要であることから、学齢期からの口腔の健康を維持することを目的とし、令和3年度に県内の5市町村においてモデル校1校を選定し、モデル事業を実施しました。令和4年度においては、県内全市町村においてモデル事業を実施することから、本市においても市立小学校1校を選定し、フッ化物洗口を実施するものでございます。2の選定校の市立小学校1校については、現在学校側と調整中でございます。3の実施期間につきましては、令和4年12月1日から令和5年3月31日までといたします。4の実施内容としましては、(1)実施回数は週1回とし、(2)実施方法は、県のフッ化物洗口マニュアルを参考にし、学校歯科医などの指導を受けるものです。また、本年度はモデル事業であり、小学校1校の1学年のみの実施といたします。なお、こちらにつきましては、県に確認済でございます。(3)留意事項としまして、保護者が同意した児童のみの実施とし、誤飲への十分な注意。教職員の負担にならないよう、教育委員会及び歯科医師会などにより、保護者説明会、実施時の立会い等、協力体制を構築いたします。5の予算措置等としましては、歳出額が4万円ほどであることから、既存の予算から流用し対応することを予定しております。なお、歳入として県補助金を活用いたします。補助率につきましては、10分の10で

ございます。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**矢口委員** このモデル事業の対象が、小学校1校の1学年ということで、1学年というのは、1年生を指しているのか、それとも任意の学年の一つを指しているのか。また、それに対する学年を選ぶ理由だけ教えてください。

○**田中学務課長** 学年につきましては、任意の学年でございます。学年を選ぶ際には、なるべく低学年のほうが継続実施しますので効果があるのですが、こちらのほうは学校と相談をして決めていきたいと考えてございます。以上です。

○**矢口委員** 分かりました。ここに保護者が同意した児童のみということなので、なるべく学年が低いほうが効果が大きいでしょうけれども、自分で判断できるのかなど。低学年だと心配なところもあるので、選定には十分留意していただければと思います。以上です。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、学校給食における食物アレルギー対応について執行部より説明願います。

○**寺崎学校給食センター長** 資料の⑰をお願いします。学校給食における食物アレルギー対応について御説明いたします。まず、1の食物アレルギー対応食、除去食から代替食へ移行についてでございますが、現在、食物アレルギー対応の給食として、牛乳、乳製品と卵を含む食品を完全に除いたアレルギー除去食を提供しておりますが、食品を除去することにより、栄養価の低下や弁当持参の負担を伴うなどの課題もあることから、今後は、これら課題の解決を目的に代替食への移行を進めてまいります。つぎに、2の代替食の内容ですが、現在、実施している乳と卵をともに除去した給食を基に、除いた食品の代わりとなる食品を加えて提供いたします。献立例としましては、資料の中ほどにあります除去食と代替食の写真を比べて御覧ください。除去した飲用牛乳の代わりに豆乳を、肉団子、これはつなぎのパン粉に乳を含むということです、こちらの代わりには、コロッケを提供します。また、卵を除去したすまし汁は、味噌と油揚げを加え、味噌汁として提供します。このように、代替食では、代わりとなる食品を加えて提供しますので、献立が充実し、弁当持参の必要がなくなります。さらに、下の棒グラフに示すとおり、栄養価及び学校給食摂取基準に対する充足率が改善されることとなります。最後に、3の代替食への移行スケジュールについては、次のページをお願いします。今後は、各学校における代替食対応者把握のための調査や保護者面談、校内アレルギー対応委員会の開催等、令和5年4月からの代替食の提供開始に向けて進めて参ります。以上で説明を終わります。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、土浦市立学校給食センター調理等業務委託プロポーザルの実施について執行部より説明願います。

○寺崎学校給食センター長 資料の⑱をお願いします。土浦市立学校給食センター調理等業務委託プロポーザルの実施についてです。1の目的ですが、現在行っている調理等業務委託はプロポーザル方式により選定され、令和2年8月1日から令和5年7月31日までの3年間の契約で実施しておりますが、その委託契約期間も令和5年7月末で満了となることから、引き続き、安心安全で質の高い給食を安定的に供給するため、また、先ほどの報告にて御説明いたしましたとおり、代替食の導入を予定していることから、対応できる能力や実績のある業者の選定を、今回もプロポーザル方式にて実施するものでございます。2の委託期間については、令和5年8月1日から令和8年7月31日の3年間といたします。3の実実施スケジュールでございますが、まず、10月上旬の募集案内告示を皮切りに、御覧の表のと通りの予定となっております。説明は以上です。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、土浦市文化学習施設等(文化施設・生涯学習施設)長寿命化計画について執行部より説明願います。

○佐賀生涯学習課長 資料⑲をお願いします。土浦市文化学習施設等長寿命化計画を策定しましたので報告させていただきます。国のインフラ長寿命化基本計画に基づき策定するもので、本計画の対象施設は、1ページの下の表にございますように、公民館やクラフトシビックホール土浦、亀城プラザ、博物館などの文化学習施設でございます。4ページのグラフを御覧ください。およそ50年で改築した場合の従来型と、80年を目標使用年数とした長寿命化型を比較し、メンテナンスサイクルとコストを明確にすることで、トータルコストの縮減と予算の平準化を図るものです。今後、市全体の公共施設の再編・再配置計画を策定していく中で機能の集約化等、施設の在り方を検討し、本計画にも修正を加えていく予定でございます。なお、計画本編につきましては、サイドブックのその他資料、計画・プラン等に掲載してございます。説明は、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、土浦市スポーツ施設長寿命化計画について執行部より説明願います。

○大橋スポーツ振興課長 資料⑳土浦市スポーツ施設長寿命化計画をお願いします。土浦市スポーツ施設長寿命化計画でございます。今しがた生涯学習課長から文化生涯学習施設の長寿命化について説明がありましたが、スポーツ施設につきましても目的等、同様でございます。1ページの中段ほどにお示しのとおり、対象施設は川口運動公園の陸上競技場と野球場、水郷プール、武道館、新治トレーニングセンター、以上5施設になります。4ページをお願いします。上の段でコストの検証と長寿命化の効果を試算しております。中ほどに赤い矢印がありますが、令和13年度までの10年間では、計画に沿って進めることで、3億円の経費縮減。令和37年度までの34年間では、23億2千万円の縮減を図り、今後とも効率的かつ効果的なスポーツ施設整備に努めてまいります。本編につきましては、サイドブックのその他資料に掲載してございます。スポー

ツ施設の長寿命化計画は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、土浦城跡霞門保存改修工事について執行部より説明願います。

○**中澤文化振興課長** 資料の㉑をお開き願います。現在、土浦の歴史的シンボルとも言える土浦城址内において、霞門の改修工事を行っており、市民の興味関心も高いことから、その進捗状況を報告させていただきます。1番目の工事の概要ですが、県指定史跡土浦城跡にあります、霞門が老朽化してきたことから、公園利用者の安全確保を図り、文化財として保存していくための改修工事を行っているものです。また、史跡としての景観の向上を図るため、霞門から東櫓の間に塀を整備します。なお、合わせて、東櫓の漆喰壁の補修も行います。2番目以降は、記載のとおりでございます。現在の工事の進捗状況でございますが、7月上旬から仮囲いの設置が始まり、霞門本体の解体が完了したところです。おおむねスケジュールどおりの進捗状況となっております。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、秋の文化芸術関連事業について執行部より説明願います。

○**中澤文化振興課長** 資料の㉒をお開き願います。秋の文化芸術関連事業としまして、大きく三つを御紹介させていただきます。一つ目は、第51回土浦市文化祭についてです。土浦市文化祭は、土浦市文化協会の連盟団体による文化芸術の発表の場となっているものでして、一覧表のとおり開催を予定しております。二つ目は、土浦市美術展覧会についてと、三つ目、土浦薪能についてでございます。いずれも、別添にチラシを配布させていただきましたので、後ほど御覧いただければと存じます。いずれも、お時間ございましたら、是非、御鑑賞、御見学いただきたく、御案内申し上げます。説明は、以上です。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、市民ギャラリー企画展、土浦で生まれてよかった矢口新聞展について執行部より説明願います。

○**中澤文化振興課長** 資料の㉓をお開き願います。市民ギャラリー企画展、土浦で生まれてよかった矢口新聞展につきましては、8月20日の土曜日より開催しておりますことから、先に委員の皆様には、メールにて御案内させていただきました。本日は、別添としてチラシとパンフレットを配布させていただきましたので、後ほど御覧いただきまして、こちらも、お時間ございましたら、御見学いただきたく、御案内申し上げます。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、第25回企画展、海へー内湾と外洋の漁労の開催について執行

部より説明願います。

○堀部上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 資料⑭をお願いいたします。秋に開催予定の企画展、海へー内湾と外洋の漁労について御説明いたします。縄文時代は、鹿の骨や角でつくりましたヤスや釣り針を用いて漁をしていました。この企画展では、縄文時代の霞ヶ浦と太平洋岸の貝塚から出土した魚を捕るための道具を展示しまして、どのように魚を捕獲していたのかを探ります。関連する行事としまして、講演会や学芸員による展示のみどころ解説、また体験型イベントでありますどきどき体験を予定しております。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、旧土浦藩領谷和原村長屋門の部材について執行部より説明願います。

○中澤文化振興課長 令和4年第1回及び第2回定例会の事前委員会において審議されました、旧土浦藩領長屋門の件について御報告させていただきます。本日の新たな資料はございませんが、前回の事前委員会での資料を御覧いただければと存じます。タブレットでは、文教厚生委員会の5月30日開催、教育委員会、資料⑧をお開き願います。長屋門につきましては、文教厚生委員会において令和4年4月22日に解体部材の現地調査を行っていただき、5月30日の事前委員会では、各委員の皆様から御意見をいただいたところです。意見としましては、廃棄処分の意見が多く、記録を残すことはできないか、などの意見もございました。また、教育委員会で検討し、その結果を文教厚生委員会へ報告するよう、お話がございました。その検討結果でございますけれども、調査結果及び当委員会の御意見も踏まえ、廃棄処分の方向で検討させていただければと存じます。なお、処分につきましては、木材チップとするリサイクル処分とした場合、およそ400万円程度掛かる見込みでございます。今後も引き続き、更なる調査も並行させていただきながら、慎重かつ十分に検討させていただければと存じます。いずれにしても、処分につきましては、御寄贈者様の御親族への説明はもちろんのこと、寄贈に至るまでに関係されてきた方々などにも十分な説明とご理解をいただくことも必要となってくるかと存じますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。説明は、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。それでは、その他何か執行部からありますか。

(「ございません」の声あり)

○下村委員長 委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

○塚原委員 今すぐどうこうということではないのですが、先ほど目黒委員から部活に関してということで、部活に関してどこかの施設を使う場合に、父兄が補助をすると。いろいろニュースにもありますけれども、先々外部講師であったりとか、スポー

ツ少年団とかそういうところで部活が変わっていく。その時は、保護者負担になるという話が、いろいろ出ているかと思うのですけれども、その点土浦市として、お金を出せない子供たちが部活をできないということでは、せつかくの働き方改革の中で、先生の働き方改革をしながら負担を少なくしていこうと言いながら、子供たちは部活ができなくなってくるということも、多少なりとも考えられるところもあるものですから、予算をどういうふうに付けたら良いのか、やる子やらない子がいたりするなかで、予算を付けられるのかとか、いろいろあると思うのですけれども、その辺をできれば予算決める12月、1月に向けて、他市の動向も確認していただいて、本市としてどのように進めていくのか、部長を含めて、調査、検討をしていただけないかなと思います。

○望月教育部長 委員のほうからお話がありました中学校の部活動につきましては、今、部活動を学校から切り離してというか、外部人材を活用しながら、あるいは土日の部活動を地域に移行するという考え方で、大きく進んでいるところでございます。まだ、詳細なガイドライン等は、国、県からはおりてきていませんけれども、来年度から3年掛けまして、土日の部活を移行していくというふうなことが示されております。委員から御指摘のありました、土日の部活に掛かる費用の負担の面が出てくるということでありまして、御指摘のとおり、費用面で子供たちのやりたい部活ができないということがないように、大きな課題の一つだと捉えておりまして、今後話を教育委員会内部で進めていきたいというふうに考えております。一つは、家庭的な問題で低所得の世帯については、就学援助というような制度もございますので、そういったなかで、部活の費用なども、見ていくことが可能かどうか、よく検討して。また、部活動の問題は大きな問題でございますので、委員会に今後の検討状況なども御報告させていただいて、御協議をさせていただければと考えております。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 私から一つだけ。お伺いしたいというか、要望みたいなものなのですけれども、小中学校のプール施設修繕事業の補正予算案は、これはこれでいいと思うのです。ただ、将来的には、こういうことをやっていっても、どんどんどんどん配管設備、機械類あるいは配管類というのは、塩素の入った水を循環させるわけですから、当然老朽化していくと、修理費がかさんでいくはずなのです、機械設備も含めて。そうすると、お金がどんどん掛かっていく。でも、民間の施設を利用しますよというようなこともうたってますね、基本的な考え方の中で。そういうことも必要であるのでしょうけれども、できれば市内5地区ならば5地区に分けて、そこに大きなプールを、5地区に市で設置してしまうことも、一つの方法という考え方があるのかなというふうに感じるのです。小学校を一つを指定していますけれども、都和南小学校を都和小学校へとか、菅谷小学校を上大津東小学校へとか、こんなふうに近隣小学校の共用とか、水郷プールの活用とか。こういったことも考えてらっしゃるわけですから、逆に市のほうで各地区に一つ一つぐらいずつ。土浦市は、基本的に五つのゾーンに分けているよというようなことも、基本計画の中にありますから、そういったふうに分けるといえるのかな、そういったこと

も必要かなど。検討もしていただければと。新しくプールを1箇所造って、各五つの地区に、それを小中学校が共用して使うとか。そういった方法も一つの方法かなというふうに感じますので、その辺も御検討いただければありがたいという、要望でございます。

○入野教育長 私も、ただ今お話をいただいた委員長の考え方も、優先的な考え方の一つかなというふうに思っております。先ほど課長が申し上げたとおり、暫定的な今回の対応であります。最終的には各中学校であるとか、そういった核となる各地域に、核となる小中共用の、あるいは場合によっては市民も、そういった欲張りな考え方もありますが、そういうふうに整理をしていくことが必要なのかなと思っております。来年度、検討委員会を立ち上げて、そういったことが中心に、議論がされていくのかなと、そのように思っております。御意見を反映させていきたいと思っております。

○下村委員長 ありがとうございます。以上で、教育委員会は終了します。教育委員会の皆さん、お疲れ様でした。暫時休憩します。休憩後、保健福祉部を行います。再開は、11時25分とします。

【休憩】

(午前11時25分再開)

○下村委員長 再開いたします。先に、協議事項(4)その他として土浦市公共施設等再編再配置に関するアンケート調査の実施について行革デジタル推進課より説明願います。

○元川行革デジタル推進課長 資料は、公共施設等再編再配置に関するアンケートをお願いいたします。土浦市公共施設等再編再配置に関するアンケート調査の実施について説明させていただきます。現在、当課では、昨年度に改訂いたしました、土浦市公共施設等総合管理計画における公共施設の施設量や施設配置の適正化を推進するための実行計画として、土浦市公共施設等再編再配置計画の策定を進めているところでございます。本計画につきまして、今年度は、全部で188ある公共施設のうち、築40年を経過した施設の中で、別途検討を行っている施設などを除いた、早急に方向性を検討する必要がある10施設の配置方針等を策定する予定でございます。この10施設が、全ての常任委員会に関係するものですことから、アンケート調査の実施に当たり、各常任委員会の事前委員会で説明させていただくものでございます。計画策定の状況といたしましては、学識経験者等で構成されます土浦市公共施設等再編再配置計画策定委員会、こちらをこれまでに2回開催、協議いたしまして、今年度に施設の配置方針の策定を予定しております10施設について、それぞれの素案が固まりましたことから、この素案に対する市民アンケート調査を実施するものでございます。アンケートの概要につきましては、資料の2、実施概要を御覧ください。対象者につきましては、無作為抽出した市民3,000名、期間は8月30日から9月16日、アンケートは無記名回答方式とし、郵送またはWEB回答による実施を予定しております。アンケート調査の具体的な内容につきましては、お手元にお配りした紙の資料、A3で二つ折りの資料となっております。土浦市公共施設等再編再配置に関するアンケート調査で説明させていただきたいと存じます。なお、こちらの資料が、アンケートの調査票として対象者に送付するものとなり

ますが、昨年度に策定いたしました、土浦市公共施設等総合管理計画改訂版の考え方や、配置方針の素案をお示しする対象10施設について、御理解いただいた上で回答していただけるよう、サイドブックの資料の2ページから5ページにございます参考資料も併せて送付いたします。こちらの参考資料につきましては、2ページ、3ページが、昨年度に策定いたしました、土浦市公共施設等総合管理計画改訂版の概要。4ページ、5ページが、今年度に策定いたします土浦市公共施設等再編再配置計画及び対象10施設の概要となっております。お手数でも、紙の資料で配布させていただきました、土浦市公共施設等再編再配置に関するアンケート調査をお願いいたします。まず、1ページ目は、アンケート調査の趣旨、回答にあたっての注意点等を記載しております。ページをおめくりいただいて、見開きとなります2ページと3ページをお願いいたします。こちらのページからが設問となっておりますが、左側の四角でくくった枠内にお示ししておりますのは、今回の対象10施設の配置方針の素案を策定するにあたり、こちらにございます1から4の内容を踏まえて検討を行っており、その検討手法について説明したものでございます。1といたしまして、土浦市公共施設等総合管理計画改訂版において示している施設配置、運営の方針。2といたしまして、今回の対象10施設及び当該対象施設に関連する施設の利用者を対象に、本年5月24日から6月14日に実施いたしました利用者アンケートの結果。3といたしまして、建物の性能や施設の設置目的、利用状況等について、こちらにお示ししたフローを用いて行った判定結果。4といたしまして、対象施設と同種のサービスを提供している施設を含めたサービスのあり方。以上の四つの内容を踏まえて策定委員会で検討協議を行った結果が、資料右側に表でお示しした対象10施設の配置方針の素案となります。それぞれの施設の配置方針の素案を読ませていただきます。生涯学習館。築50年近く経過していることから、建物が老朽化しており、また耐震性がありません。施設は4階建てにもかかわらずエレベーターが無く、利用状況に対し施設が大きすぎることで、市内の他施設で受入れが可能な利用者数であることなどから、施設を閉館し、近隣施設に機能を移転することが妥当と考えています。四中地区公民館。現在、中学校地区ごとに公民館が設置され、社会福祉協議会の支部や地区市民委員会など地区ごとの機能もあることから、1地区のみ廃止することは困難です。また、現時点では、近隣施設との複合化も難しいことから、施設を長寿命化するため改修を行うことが妥当と考えています。青少年の家。青少年の宿泊共同生活のための施設ですが、学校の宿泊学習には利用されていません。施設の稼働率が低いことや、施設の老朽化状況のほか、敷地は借地のため借地料が掛かっていることから、施設の閉鎖が妥当であると考えています。荒川沖東部地区学習等共用施設。当初、市が設置したものの、主に地元町内の団体が利用しており、実質的に地域の集会場と同じ用途であることから、実施時期や方法など地元の意向を確認の上、地元への譲渡、移管が妥当と考えています。レストハウス水郷。レストラン、売店、バーベキュー場といった提供サービスの内容を鑑み、民間事業者の資金、ノウハウを活用した施設整備により、財政負担を軽減しつつサービスの向上を図る方法を検討することが妥当と考えています。勤労青少年ホーム。中小企業に働く青少年、15歳から35歳の健全育成と福祉の増進のための

施設ですが、当初の設置根拠が失われていることや、施設の利用者数は少なく、市内の他施設で受入れが可能な人数であること、また建物の老朽化状況、体育館に耐震性が無いことを踏まえ、施設の閉館が妥当と考えています。老人福祉センター湖畔荘。現在の利用状況などから施設の集約は可能ですが、施設の劣化状況を勘案しながら、三つの老人福祉センターと、類似施設である新治総合福祉センターとふれあいセンターながみねの5施設でのサービスのあり方や適正配置を検討することが妥当と考えています。療育支援センター。発達に支援を要する子供の施設で、一定の利用があります。現在、保健センターで実施している、こどぼの教室、早期療育相談を療育支援センターと同一の建物に集約することで、利用者へのサービス向上や業務の効率化を図ることが妥当であると考えています。つくし作業所。知的障害者の通所施設で、一定の利用者がいることから、今後も施設は存続していく必要があります。利用者数の推移を見ながら、同一施設で隣接するつくしの家への移転、集約を図ることが妥当と考えています。上大津支所。主な利用内容は、証明書交付や税の納付ですが、コンビニエンスストアや金融機関で対応が可能です。ほかの支所、出張所と比べると利用者が著しく少ないことから、代替機能の確保も検討しつつ、施設の閉所が妥当と考えています。これらの各施設の配置方針の素案につきまして、設問1により、市民の皆様から御意見をいただくとともに、その下の設問2により、各施設の利用状況についてお尋ねするものでございます。また、裏面の4ページでは、設問3から8により、回答いただいた方の属性、また、その下にございます、その他（自由意見）につきましては、今回の配置方針の素案の策定方法や本市の公共施設全般などに対する御意見がある場合、自由に御記入いただくものとなっております。アンケート調査の実施についての説明は以上でございます。お手数をお掛けいたしますが、資料の1ページにお戻りください。今後のスケジュールにつきましては、記載のとおり11月16日の水曜日に第3回の策定委員会を開催、12月中旬から来年の1月中旬にパブリックコメントを実施、2月中旬に第4回の策定委員会を開催の上、3月に計画策定というスケジュールを進めてまいりたいと存じます。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。質問等を受ける前に私のほうから。こういう問題について、簡単に説明では駄目なので、もう1回出直してもらいたいです。ちゃんと先に話をもらわないと駄目ですよ。全然分からないよ。先に言いますけれども、アンケート調査の説明だけなのか。それとも、公共施設等再編再配置に関することについては、意見を述べられないの。そこまで、立ち入って聞きたいのだけれども。質問等は委員会の最後に受けますから、1回出直してください。保健福祉部に対して失礼でしょうよ。こんなにいっぱい時間が掛かってしまうのでは。保健福祉部長、申し訳なかったです。私の方で、事前によく聞いていなかったのですよね。大変申し訳なくて、質問を受けていると時間が掛かりますので、最後に来てください。よろしくお願いたします。説明は受けましたので、質問は最後になりますので、よろしくお願いたします。保健福祉部を行います。資料は、文教厚生委員会、令和4年、8月29日開催、保健福祉部をお願いたします。議案関係に入ります。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の補

正予算案について執行部より説明願います。

○**福原社会福祉課長** 資料①を御覧ください。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の補正予算についてでございます。まず、補正の理由でございますが、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業については、事業費、事務費に係る国庫補助金の交付を受けて実施をしておりますが、実績による清算払の返還金が生じることとなり、返還を行うために、予算の補正を行うものでございます。返還に係る概要ですが、まず交付額としましては、16億3,800万4,000円。実績に応じた額は、13億6,841万8,606円。差額でございますが、こちらが返還の額でございます。2億6,958万5,394円となります。返還期限につきましては、11月下旬を予定しております。補正予算額でございますが、10目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、22節償還金利子及び割引料の返還金でございます。補正額は、2億6,958万6,000円となります。説明は、以上となります。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○**水田健康増進課長** 資料②をお願いいたします。令和4年度土浦市一般会計補正予算第5回案でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及びワクチン接種事業でございます。補正の理由でございます。現在、ワクチン接種の実施期間は令和4年9月30日までとなっているところ、国ではオミクロン株対応ワクチン接種を予防接種法に基づく予防接種に位置付ける方針を検討しております。10月半ば以降に接種を開始することが報じられております。2回目接種を完了した全ての住民を対象に実施することを想定し、補正予算を編成させていただいたものでございます。このようなことから、10月以降の新型コロナワクチン、従来の新型コロナワクチンの接種に加えて、速やかにオミクロン株対応ワクチンが接種できるよう、接種体制の確保と接種費用について、9月定例会初日に先議をお願いするものでございます。事業の概要でございます。接種体制確保を図るため、人材派遣の委託料、接種券の郵送料など事務経費を、国の補助金10分の10で補正するもの。それから(2)といたしまして、ワクチンの接種につきまして集団接種会場での医師、看護師、保健師等の報償費。それから、個別医療機関で実施するワクチンの接種費用について、国の負担金10分の10で実施するものでございます。補正予算額につきましては、まず接種体制確保事業の歳入で、3目衛生費国庫補助金の今回の補正額は、1億6,545万2,000円となります。次のページをお願いいたします。歳出につきましては、2目予防費で歳入と同額の1億6,545万2,000円となります。接種事業につきましては、歳入が2目衛生費国庫負担金で、今回の補正額が3億7,615万5,000円。歳出につきましては、2目予防費、歳入と同額の3億7,615万5,000円となります。説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、がん予防・健診促進事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○**水田健康増進課長** 引き続き、補正予算について御説明をさせていただきます。がん予防・健診促進事業につきましては、第6回の補正での計上となります。補正の理由でございます。現在、がんにつきましては、早期発見、早期治療が可能となっていており、治る病気にどんどん変化してございます。がんの死亡者を減少させるためには、がん予防、検診の促進が極めて重要となっております。茨城県では、そのような取組を進めるため、令和4年度茨城県がん予防・検診促進事業費補助金交付要項を定め、本年の4月から施行をしております。本市におきましても、これまでがん対策につきましては、勸奨、再勸奨などを進めてきたところですが、より手厚く対応していくため、今年度の予算で厚みを持たせているところでございます。内容としましては、今年度、女性のがん対策推進のため、検査会場での啓発私大の配布を実施しております。この取組が県の補助金の交付要項に合致したことから、交付申請の手続を進めてまいりました。この度6月16日付けで、当該補助金の交付が決定した旨の通知がございましたことから、県の補助金による歳入予算の増額をお願いし、財源構成をするものでございます。事業の概要でございます。令和4年度茨城県がん予防・検診促進事業のア、女性のためのがん対策推進事業としまして、市が行う3歳児健康診査及び就学时健康診査対象者の保護者、市が行う子宮頸がん乳がん集団検診受診者を対象とし、検診会場で啓発資材、子宮頸がん、乳がん検診の案内、乳がん自己検診啓発パンフレット及びブレストチェッカーを配布する内容となっております。補正予算でございます。歳入で、事業費の2分の1である15万7,000円を今回補正させていただくものでございます。参考に、点線の下に既存の予算を掲載させていただいております。内容につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、令和4年度土浦市国民健康保険特別会計の補正予算案について、令和3年度決算に伴う精算事業を執行部より説明願います。

○**刈山国保年金課長** 資料④をお願いいたします。令和4年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算第1回案、令和3年度決算に伴う精算事業について御説明いたします。1番補正の理由でございますが、令和3年度土浦市国民健康保険特別会計の決算に伴う剰余金を繰越しし、財政調整基金へ積立するため、増額補正をお願いするものです。決算剰余金につきましては、例年3月議会において、特別会計全体を調整し、補正をお願いしておりました。今回は、一般会計が9月に計上していることから、監査委員から、特別会計についても9月に予算計上すべきではないかという意見があり、今年度から9月に計上するものです。2番の決算状況でございますが、令和3年度歳入額が141億9,083万683円、歳出額は140億958万3,372円、歳入歳出差引残額は1億8,124万7,311円でございます。3番の補正予算額でございますが、歳入で、第

8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金の補正予算額が1億8,124万8,000円でございます。第1節繰越金、当初予算額1,000円に、1億8,124万8,000円を今回増額補正して、補正後の予算額を1億8,124万9,000円とするものです。歳出は、第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目基金積立金、補正予算額は歳入と同額の補正予算額である1億8,124万8,000円でございます。第24節積立金、当初予算額である2億5,717万円に、1億8,124万8,000円を今回増額補正して、補正後の予算額を4億3,841万8,000円とするものです。なお、財政調整基金の残高状況でございますが、5月末現在で25億7,934万265円です。これに今回の積立金を加えますと27億6,058万7,576円となります。説明は以上です。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計の補正予算案について、令和3年度決算に伴う精算事業を執行部より説明願います。

○**刈山国保年金課長** 資料⑤をお願いいたします。令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第1回案、令和3年度決算に伴う精算事業について御説明いたします。

1番補正の理由でございますが、令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計の決算に伴う剰余金を繰越しし、一般会計へ繰出しするため、増額補正をお願いするものです。決算剰余金については、先ほどの国民健康保険特別会計同様に、例年3月議会において特別会計全体を調整し、補正をお願いしておりましたが、監査委員の指摘により9月に計上するものです。なお、後期高齢者医療特別会計は、一般会計からの繰入れがあること、基金がないこと、令和3年度の負担金等の精算がないことから、決算剰余金を全額、一般会計へ返還するものです。2番決算状況でございますが、令和3年度歳入額が20億4,484万2,713円、令和3年度歳出額は20億4,157万3,083円、歳入歳出差引残額は326万9,630円でございます。3番補正予算額でございますが、歳入は、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正予算額が326万9,000円でございます。第1節繰越金の当初予算額1,000円に326万9,000円を今回増額補正して、補正後の予算額を327万円とするものです。歳出は、第4款諸支出金、第2項繰出金、第1目一般会計繰出金、歳入と同額の326万9,000円でございます。第27節繰出金は、当初予算額1,000円に326万9,000円を今回増額補正して、補正後の予算額を327万円とするものです。説明は以上です。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ここで午前中の審査を終わりにしたいと思います。午後からは、該当しない課の皆さんは、出席をしなくてもよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

【休憩】

(午後1時00分再開)

○**下村委員長** 再開いたします。令和4年度土浦市介護保険特別会計の補正予算案について、令和3年度決算に伴う精算事業を執行部より説明願います。

○**塚本高齢福祉課長** 資料⑥-1をお願いいたします。令和4年度土浦市介護保険特別会計補正予算第1回案について、令和3年度決算に伴う精算事業でございます。この補正予算案につきましては、令和3年度の介護給付費等が確定したことにより精算を行うもので、介護保険の制度上、毎年第3回定例会にて補正をお願いしているものでございます。1の補正の理由につきましては、記載のとおり、令和3年度の介護保険特別会計の決算に伴い、負担金、交付金、一般会計繰入金の超過受入分の返還及び介護保険料余剰金の介護給付費準備基金への積み立てをするため、増額補正をするものです。2の決算の状況につきましては、歳入が118億1,651万7,359円、歳出が116億7,806万1,186円、歳入歳出差引残額が1億3,845万6,173円でございます。補正予算の詳細は、資料⑥-2で御説明いたします。1の負担金、交付金等の返還についてですが、令和3年度は国庫支出金の国庫負担金及び国庫補助金、そして県支出金の県負担金及び県補助金、さらに支払基金交付金、それぞれの介護給付費負担金並びに地域支援事業交付金について、実績額が収入済額を下回ったことから、超過受入分について返還するものでございます。つづいて、次のページをお願いいたします。2の介護給付費準備基金積立についてでございますが、令和3年度の介護保険料の決算剰余金などについて、介護給付費準備基金への積立てを行うものでございます。この基金につきましては、給付費が見込みを上回った場合や保険料が不足した場合に充当するための財源となるものでございます。つぎに、3の令和3年度一般会計繰入金の精算についてでございます。これは、保険給付費や地域支援事業の市負担分及び低所得者の保険料を軽減するための国、県、市の負担分や、職員給与費、事務費の繰入金でございまして、実績額が確定したことから、超過受入分について市の一般会計に返還するものでございます。資料⑥-3につきましては、精算事業に係る歳入歳出の状況を一覧表にしたものです。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、その他に移ります。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の誤支給の返還状況について執行部より説明願います。

○**福原社会福祉課長** 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の誤支給の返還状況について御説明をいたします。まず、1点目として経緯でございます。令和4年6月17日に開催されました文教厚生委員会におきまして、二つの国が同時に課税する二重課税を防ぐための租税条約で、課税が免除される外国人が、支給対象外であるにもかかわらず、当該世帯に対して、21世帯に給付金の誤支給があることを御報告いたしました。その後、令和4年度給付金の支給が開始されることから、給付金支給者の再確認を行った結果、新たに24世帯の誤支給が判明いたしました。今回の対象者を含めまして、本市の誤支給は合計45世帯となりました。返還状況につきまして、御報告申し上げます。対象者及び給付額ですが、対象者が技能実習生等45世帯。内訳でございますが、タイ

王国籍の方が24世帯、中国籍の方が21世帯。給付額が45世帯で、1世帯当たり10万円でございますので、450万円となっております。今後の対応につきましてですが、誤支給者に対しまして、引き続きお詫びと制度説明を行い、給付金の返還を依頼してまいります。返還の状況でございます。こちらは、8月16日現在でございます。まず、市内居住者が37世帯ございます。内訳でございますが、完納が13世帯で130万円となっております。分納の方が12世帯、こちらが49万円でございます。交渉中の方が12世帯でございます。また、県外転出者が2世帯ございまして、こちらにつきましては、返還依頼の文書を送付し、返還依頼を行っているところでございます。つきまして、出国者が6世帯おります。こちらの6世帯につきましては、今後の対応につきまして、弁護士と協議中でございます。なお、今後も引き続き、粘り強く交渉を行い、全額改修を目指しまして、行ってまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、仮称手話言語条例の制定について執行部より説明願います。

○**塚本保健福祉部長** 資料⑧になります。仮称手話言語条例の制定について、今後のスケジュール等について御説明をいたします。1番の経緯でございます。土浦市聴覚障害者協会からの手話言語条例制定等に関する請願書が、令和4年3月に土浦市議会において採択されたことを受け、現在、条例の制定に向け、準備を進めているところです。なお、県内における手話言語条例の制定状況ですが、平成30年に茨城県及び筑西市で、平成31年に水戸市で制定しております。また、今年4月に笠間市で、手話を含む障害者等の情報取得に関する条例を制定しております。2番、手話言語条例仮称の概要でございます。手話の普及についての基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、ろう者及び手話通訳者等の役割を明らかにすることにより、ろう者とろう者以外の物が相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生することのできる地域社会の実現に資することを目的とするものです。3番の施行予定日については、令和5年4月1日の施行を目指しているところです。4番、制定までのスケジュールでございます。この表の網掛けの部分、今後の予定部分となります。現在の状況は、障害福祉課で作成した条例案をろう者や手話通訳者などの請願関係者に示し、意見を募集しているところです。関係者から意見を徴収したあと、必要に応じて修正を加え、パブリックコメントを実施する予定です。このパブコメの実施前に、議員、委員の皆様へ1度条例案をお示ししたいと考えております。パブコメで寄せられた意見を基に、必要に応じてさらに修正を加え、議会に条例案を提出する予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、障害者住宅整備資金貸付事業の廃止の検討について執行部より説明願います。

○**塚本保健福祉部長** 資料⑨の障害者住宅整備資金貸付事業の廃止の検討についてを御覧ください。説明に入る前に、事前に御説明を入れた上で、説明に入りたいと思っております。

この後、同様の事業廃止の案件を、高齢福祉課でも2事業上げさせていただきます。新たな事業を興すにあたっては、廃止をしていく事業が無ければ、市の財政が少なからず厳しくなっていく、いわゆるスクラップアンドビルドの意識を、職員が持っていることが必要であり、今年度当初から部内課長と検討を続けてきたところ、次の三つの事業についてスクラップが可能かとなりました。委員の皆さんの御了解をいただければ、来年度予算には計上しない方向でいきたいと考えてございます。それでは、中身について御説明をいたします。1番の事業内容でございます。障害者住宅整備資金貸付事業については、昭和56年より事業を開始しております。障害者に対して300万円を上限に、障害者の居室等の増改築、改造をするために必要な経費の一部貸付を行っております。2番の実績でございますが、事業開始から、これまで26件の貸付をしております。年に1件程度の貸付利用がありましたが、平成19年を最後に利用者はおりません。貸付金の償還をしていない者は1名おり、令和3年度末現在で未償還額は、約128万円となっております。3番の廃止の理由については、制度が始まった昭和56年と比べますと、現在では、介護保険法、障害者総合支援法等によるサービスが充実してきており、貸付制度を利用して実施するものが少ないと推測されます。住宅改修に限れば、障害福祉課では二つの給付制度、日常生活用具給付による20万円と重度障害者（児）住宅リフォーム費用助成制度41万2,000円があり、年間数名の利用者がおります。また、茨城県社会福祉協議会においては、住宅の増改築に利用できる生活福祉基金による、同様の貸付制度がございます。4番、県内他市の状況でございます。県内の複数自治体にヒアリングをしましたところ、貸付制度の実績がある市はありませんでした。条例はありますが、何年も実績がないという回答がほとんどでございました。この事業を廃止するには、条例廃止の手続が伴いますが、条例を廃止しても現在償還中のものは、引き続き継続としていきたいというふうに思っております。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○**下村委員長** つぎに、つちうら認知症バリアフリー月間の設定について執行部より説明願います。

○**塚本高齢福祉課長** 資料⑩をお願いいたします。つちうら認知症バリアフリー月間の設定について御説明申し上げます。本市の認知症対策につきましては、これまで国の認知症施策推進大綱に基づき、普及啓発、予防、医療、ケア、介護サービス、介護者への支援、そして認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会参加支援などの施策を進めてきたところですが、特に、認知症バリアフリーの推進につきましては、昨年度、厚生労働省のモデル事業にエントリーし、認知症の人にやさしいまちづくり、認知症バリアフリーシティつちうらに向けた取組を進めてまいりました。昨年度は、9月に土浦駅前ペDESTリアンデッキや駅西口エレベーター、市役所大屋根広場をオレンジ色にライトアップするとともに、啓発ポスターを掲示するなどの普及啓発を行いました。今年度は、9月をつちうら認知症バリアフリー月間と位置づけ、昨年度の事業に加え、様々な普及啓発活動を行ってまいります。具体的には、2のつちうら認知症バリアフリー

一月間に行う普及啓発活動でございますとおり、9月の1か月間、つちうらオレンジライトアップとして、昨年同様に土浦駅前ペDESTリアンデッキや駅西口エレベーター、市役所大屋根広場をオレンジ色にライトアップするとともに、民間企業においても御協力をいただき、オレンジライトアップやオレンジ色のポスター掲示等の御協力をいただく予定です。また、ハッシュタグつちうらオレンジライトアップ2022大作戦と銘打ちまして、市の公式Instagramに投稿していただく取り組みを新たに開始します。土浦市図書館のアルカス土浦においては、昨年を引き続き、認知症関連図書の展示を行います。さらに、認知症に関する啓発展示として、市役所1階のエスカレーター下、2階の展示スペース、男女共同参画室の研修室前でございますが、そちらに認知症に関する啓発物品の展示を行います。また、市内3駅にはポスターを掲出するとともに、土浦駅自由通路には認知症の啓発看板を設置いたします。これらの取り組みは、9月5日の市長記者会見で、つちうら認知症バリアフリー月間の設定とともに発表する予定です。その他、記載のとおり、民間企業との連携を深めるための、官民連携キックオフセミナーや、認知症サポーター養成講座、本人、家族ミーティングを予定しています。このつちうら認知症バリアフリー月間の設定による効果でございますが、オレンジライトアップにより、無関心層に対しては興味関心を持っていただくことが期待できます。そして、認知症に関する正しい知識に身に着けていただいているよう、認知症サポーター養成講座の周知と受講者の増加に努めてまいりたいと考えております。また、民間企業とは、顔の見える関係性の構築を図るなどにより、認知症の方や家族の障壁が何かを把握し、その解消のための取り組みに繋げてまいりたいと考えております。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、高齢者住宅整備資金貸付事業の廃止の検討について執行部より説明願います。

○**塚本高齢福祉課長** 資料⑩をお願いします。高齢者住宅整備資金貸付事業の廃止の検討について、御説明いたします。高齢者住宅整備資金貸付事業は、昭和48年に国の通知により開始しております。事業の内容は、60歳以上の高齢者が属する世帯の世帯員に対し、高齢者専用の居室等を増築若しくは改築又は改造するために必要な経費の貸付を行うもので、300万円を限度としております。これまでの実績ですが、事業開始から162件の貸付を実施してまいりました。介護保険制度の開始前までは、年間数件の貸付利用がございましたが、平成12年の介護保険制度が始まってからは、平成14年と平成21年にそれぞれ1件の利用があったのみで、その後は利用がない状況であります。これは、介護保険制度により、特別養護老人ホームや老人保健施設などの入居系の施設が多くなったことにより、住宅を増改築等をする方が少なくなったり、必要性が低くなった事が考えられます。また、介護保険制度のなかに、高齢者と同居するために必要な住宅の改修費の給付制度が設けられていることなども理由の一つではないかと考えられます。本貸付事業につきましては、10年以上利用者はなく、現在は貸付金の償還

中の方が3名という状況であります。分納の計画はございますが計画通り納付が進まないのが実情となっております。なお、本年3月末現在の未償還額は、記載のとおり650万6,367円でございます。いずれにいたしましても、現在は新たな利用者がなく、県内の主な市においても事業が廃止となっている状況であり、次年度以降は、本市におきましても本事業を廃止としたいと考えております。廃止後に、本事業で想定していたような住宅整備の相談がありました場合は、先ほど障害者住宅整備資金貸付事業の廃止の説明でありました、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度を案内してまいります。なお、本事業は条例に基づき実施している事業でありますので、事業の廃止に伴い条例の廃止が必要になります。条例は廃止いたしましても、現在の債務者3名につきましては、引き続き、返済していただく予定でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、家族介護慰労金支給事業廃止の検討について執行部より説明願います。

○**塚本高齢福祉課長** 資料⑫をお願いします。本事業は、介護保険要介護4若しくは5の認定を受け、介護保険サービスを利用しなかった要介護者を常時介護する家族等に対し、家族介護慰労金を支給することにより、介護者の労苦に報い、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とした事業です。本事業の実績ですが、直近3年間の状況は、昨年度1件、一昨年度1件、その前の年度は0件という状況であります。なお、今年度も同じ方から申請が出されております。次年度以降の事業についてですが、要介護4若しくは5の認定を受けた要介護者を、介護保険サービスの利用なく在宅で介護することは、相当困難であることから、支給基準を満たす方が少なく、ここ数年は同一の申請者1名のみとなっております。1名の方のみに支給される給付金制度は、事業運営上、適切ではないと考えられるとともに、高齢者の介護を社会全体で支えあうという基本的な理念のもと、介護保険制度の導入された経緯を鑑み、次年度以降に事業を廃止していきたいと考えております。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**塚原委員** 支給金額は、大体どのくらいなのですか。

○**塚本高齢福祉課長** 支給額については、年間10万円でございます。

○**塚原委員** 3番にあるように、介護4若しくは5の認定を受けていながら、介護保険サービスの利用がなくとありますけれども、今回無くすに当たって、利用を促していただいたりして、1名の方は2年続けてということは、もしかしたら今年度若しくは次年度に同じようなかたちになるかもしれないので、丁寧に説明をしていただいて。ただ、どうしても受けたくないという人はいるかもしれませんが、その上でこの廃止を進めていただくように、よろしく願いいたします。

○**塚本高齢福祉課長** ありがとうございます。こちらの要介護4、5の方というのは、相当家庭で見るとというのは非常に大変なことでございまして、これまで同一の方が新生を出されております。今年度についても、既に申請をいただいているところなのですが、

この方は以前に介護サービスを使った時、うまく事業者といかなかったという経緯があって、うちで見るということでありますが、こちらの年間支給額が10万円ということで、介護保険制度の中では要介護5であれば、35万円位の金額の利用ができるということでございますので、もちろん塚原委員のおっしゃるとおり、無理強いはできませんので、そういう利用はどうでしょうかということで、丁寧に御説明を差し上げたいというふうに考えてございます。

○矢口委員 確認です。この文書の中では申請という言葉が使われていますが、これは制度上、使っていない方はもれなく把握されているわけですよ。ですから、申請しなくても、申請しなかったから今までそういう制度があることを知らずに、この10万円をもらえていなかったというわけではないですよ。

○塚本高齢福祉課長 おっしゃるとおりで、ほとんどこの方、現在も1名なのですが、その方のみというような状況でございまして、ただ、手続等につきましては、いろいろな給付事業については、全て申請主義となっておりますので、御本人から申請をいただくというのは、原則でございます。矢口委員のおっしゃるとおり、どの方が利用されていないかというのは、こちらでも調べれば分かる状況でございまして、4、5で在宅で見えらっしゃる方はお一人のようでございます。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、新型コロナワクチン接種に関するお知らせ(No. 20)を執行部より説明願います。

○水田健康増進課長 資料⑬をお願いいたします。新型コロナワクチン接種に関するお知らせ、ワクチン接種情報としては20回目ものとなります。9月上旬号の広報紙と一緒に全戸配布をさせていただくものでございます。1番といたしまして、先ほど補正予算の中でも触れさせていただきましたが、現在のワクチン、それから10月半ば以降に接種が開始される見込みであるワクチンにつきましては、9月30日という日付が延びることが見込まれております。ただし、まだその日程については国からお示しされておりませんので、括弧書きのような表記をさせていただいております。オミクロン株対応ワクチンに向けても、現在準備を整えているところでございまして、ただしワクチンの情報というのが、まだ我々にも細かく示されているものがございませんので、示され次第、その都度皆様に周知を図ってまいりたいと考えてございます。また、従来のワクチンにつきましても、これ以降接種が可能となる見込みとなっております。その下の表につきましては、年齢別、接種回数別の接種ができるワクチンを、表記させていただいております。一番下の行、5歳から11歳の小児接種と言われているものにつきまして、これまでは1、2回目までしか認められていませんでしたが、先週に国から3回目の接種ができるという情報が流れてまいりました。そのようなことから、3回目接種の枠には、国が実施検討中というものを表記させていただいております。2番目の9月以降の集団接種会場につきましては、これまで茨城県の大規模接種会場となっておりました牛久運動公園武道館が、昨日で接種を終了してございます。そのようなこ

とから、土浦市民の方が県の大規模接種会場を利用するのは、つくば会場の産総研となります。また、イオンモール土浦で実施している接種につきましても、9月以降継続させていただきますが、10月につきましても、オミクロン株のワクチンが出回って来る前は、接種控えなどが起こる可能性があります。接種される方の数も10月になると大分減ってまいりますので、4回目の接種につきましても、土曜日のみとさせていただきますと考えてございます。3番目の小児接種。5歳から11歳のワクチン接種につきましても、国のほうで予防接種法の考え方を考え直して、努力義務という表記が加わってまいりました。これまで12歳以上が、努力義務の該当となりましたが、9月以降は小児接種につきましても、努力義務が該当してまいります。ただし、ここで言う努力義務というのは、通常用いている義務とは異なりまして、御協力くださいという内容となっておりますので、本市としましては、これもどと対応が変わらないものと考えてございます。説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 以上で提出された資料の説明は終了しました。それでは、その他何か執行部からありますか。

○**塚本保健福祉部長** 健康増進課長からありましたワクチンの件も含めまして、茨城県あるいは土浦市の感染の状況について、初日の全員協議会で状況を御報告させていただきます。以上でございます。

○**下村委員長** 委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 私から。これは部長にお伺いしたいのですが、先ほど午前中の冒頭に行革デジタル課のほうから示されたアンケート調査の中に、施設再編のことについて10施設の配置方針という素案で出てきました。これについては、保健福祉部あるいは教育委員会あるいは子ども未来部というのは、再編のことについて所管にならないわけですよ、公共施設のことについては。

○**塚本保健福祉部長** 所管にならないわけではないですけれども、具体的に今のところは、まだ策定委員会で計画をしている段階なので、私も内部会議には出席をしておりますけれども、そこをもって今のところ、所管サイドでどうこうできるような状態では。我々が策定に当たっているわけではないという状況です。

○**下村委員長** ということは、全然担当課でもないから、この公共施設等再編再配置計画に関しては、保健福祉部としてはタッチをしませんよということで、よろしいのですね。教育委員会、子ども未来部にも聞きますけれども。というのは、私たちは先ほどこういう話がきまして、実際には委員会のほうに、保健福祉部、教育委員会あるいは子ども未来部からこういったことをやりますよというのは、聞いていないのですね。聞かないということは、実は担当外であるから行革デジタル推進課が担当なので、そちらから説明がないと分かりませんよ、という話になってしまうのですよ。すると、そちらから何も説明が無かったので、ただアンケートだけしますよとだけ言われても、困ってしま

うよなということなのですよ。ですから、本来は市長公室の行革デジタル推進課から各部のほうに、この施設はこんなふうにしていきたい。例えば、保健福祉部の所管の施設は、こんなふうにしていきますよ、こども未来部はこんなふうにしていきますよ、教育委員会の所管はこんなふうにしていきますよ、というような話はあったのでしょうか。

○塚本保健福祉部長 内部の委員会、これは各部長、副市長も入っていますけれども、その内部の委員会があって、そのあとに外部の委員会があってというのを2回繰り返しています。ということは、10施設がどういうふうな状況になるのかも、当然私もその計画の中身で知っておりました。ただ、それを各所管のほうから出すという状況ではなかったと思っています。そういう状況だったということです。

○下村委員長 行革デジタル推進課から保健福祉部のほうに、該当する施設についての扱いを委員会に報告指定くださいと。そこまでの話はしていない、きていないということですよ。

○塚本保健福祉部長 きておりません。

○下村委員長 分かりました。そういうことだから、我々は何も知らないということなのですよ。行革からは何もきていませんから。だから手続上の問題が段階をきちっと踏んで、報告も何もないので、やりようがないというところで、冒頭に大変失礼な、みっともないところになってしまって申し訳ございません。ありがとうございます。以上で、保健福祉部は終了します。お疲れ様でした。暫時休憩します。休憩後、こども未来部を行います。再開は、13時45分とします。

【休憩】

(午後1時45分再開)

○下村委員長 再開いたします。こども未来部に移ります。資料は、文教厚生委員会、令和4年、8月29日開催、こども未来部をお願いいたします。議案関係から。結婚新生活支援事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○菊田こども政策課長 資料①、結婚新生活支援事業の補正予算案についてをお願いいたします。1番の補正の理由でございますが、結婚生活のスタートに係る費用の助成ですが、申請件数が増加して、執行見込みが予算額を上回る可能性があり、また、国の交付金の変更交付申請時期が10月でありまして、助成額の増額補正をお願いするものがございます。2番の事業の内容でございますが、(1)対象世帯の要件ですが、①令和4年4月1日から令和5年3月31日までに婚姻し、土浦市に住民登録があること、②婚姻届出時点で夫婦いずれも満39歳以下であること、③夫婦の所得が400万円未満であり、市税等に台頭がないことでございます。(2)の補助対象経費は、引越費用及び住宅賃貸初期費用の敷金、礼金、仲介手数料などがございます。(3)の補助額は1世帯当たり上限額が30万円です。(4)の交付実績につきましては、令和2年度が13件、令和3年度が19件、令和4年度の7月末時点で10件でございます。(5)の財源は国庫交付金で、地域少子化対策重点推進交付金で充当率は2分の1です。3番の補正予算額ですが、歳入は第16款国庫支出金、第4項国庫交付金、第2目民生費国庫交付金で75万円。歳出は、第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童福祉対策費、第18節負

担金補助及び交付金で150万円です。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金支給事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○**菊田こども政策課長** 資料②、低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金支給事業をお願いいたします。1番の補正の理由ですが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等の影響を受ける、低所得の子育て世帯に対して、県が創設する低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金を支給するために、増額補正を行うものです。2番の事業の内容につきましては、国の制度で、この低所得者の子育て家庭の臨時給付金につきまして、本年6月議会で補正予算の議決をいただいて執行していますけれども、県では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分を財源としまして、国の制度にならって一部要件を入れ替えて、実施するものでございます。(1)の支給対象者につきましては、①ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分。人数で、ここに記載が漏れていて申し訳ございません、1,777人の993世帯分を見込んでおります。アの令和4年9月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者につきましては、申請が不要でプッシュ型で支給をいたします。イの18歳以下、障害児については20歳未満の対象児童の養育者で、点線の囲みのいずれかに該当する者。こちらは、申請が必要です。なお、新生児で令和4年9月1日かれ令和5年2月28日に生まれる子供も対象とします。令和4年度の住民税均等割が非課税の場合、家計が急変して令和4年度の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にある場合も含みます。②のひとり親世帯分。こちらの人数、世帯につきましては、2017人、1,350世帯分を見込んでおります。ウの令和4年9月分の児童扶養手当の支給を受けている方で、こちらは申請が不要でプッシュ型で支給します。エの公的年金給付等を受けていることで、児童扶養手当の支給を受けていない方につきましては、申請が必要です。オの家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準にある場合、こちら申請が必要になります。(2)の支給額につきましては、児童一人につき5万円です。(3)の支払時期は、11月以降でございます。(4)申請期限は令和5年2月28日で、国と同じでございます。(5)の補助率は、県補助金10分の10でございます。次のページで3番の補正予算額につきまして、①のひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分について、歳入の第17款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金、第5節児童福祉費補助金及び歳出の第3款民生費、第2項児童福祉費、第3目児童手当費の事業費、事務費合わせて、いずれも8,947万8,000円でございます。②のひとり親世帯分につきまして、歳入は、第17款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金第9節母子家庭等対策総合支援事業費補助金、歳出は、第3款民生費、第2項児童福祉費、第4目母子父子福祉費で、事業費、事務費を合わせて、1億154万3,000円でございます。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、公立保育所民間活力導入事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○菊田こども政策課長 資料③の公立保育所民間活力導入事業をお願いいたします。1番の補正の理由ですが、令和3年3月に策定しました、土浦市公立保育所民間活力導入実施計画後期計画に沿って、令和7年度に民間移管として実施する予定の、霞ケ岡保育所の民間活力導入につきまして、公募にあたり十分な期間を確保するために、今年度から事業に着手するため、対象施設に係る不動産鑑定料の増額補正をお願いするものでございます。2番の事業の内容でございますが、(1)の対象施設である霞ケ岡保育所は、建設年が昭和55年で、築41年経過しております。鉄筋コンクリートづくりの2階建て、延床面積が721.65平方メートル、敷地面積が1,662平方メートルです。

(2)の今後の予定ですが、令和4年8月20日の土曜日に保護者説明会を行いました。後ほど、別の資料で説明させていただきます。9月には、事業者選考委員会委員の委嘱。11月には、事業者選考委員会委員の開催。12月には、不動産鑑定評価。令和5年1月には、事業者説明会。令和5年6月には公募を開始して、令和5年8月に事業者選考委員会を開催して、事業者を特定する予定でございます。(3)その他でございますが、後期計画では、北部・新治、中央、南部の市内を3つのエリアに区分しまして、神立保育所、天川保育所、荒川沖保育所、そして令和5年度に整備予定の認定こども園土浦幼稚園を基幹保育施設として、公営のまま残します。3番の補正予算額につきましては、歳出が第3款民生費、第2項児童福祉費、第5目保育所費、第11節役務費の鑑定料で39万9,000円でございます。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○菊田こども政策課長 資料④の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業をお願いいたします。1番の補正の理由ですが、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業については、昨年12月に児童一人当たり10万円を一括給付したものです。この事業について、事業費、事務費について、全額を国の補助金実施しましたが、実績による清算払の返還金が生じることから、増額補正をお願いするものでございます。2番の返還に係る概要ですが、交付額、概算払分は20億8,180万5,000円で、当初の想定人数は2万740人のところ、実績に応じた額は18億9,809万5,160円で、実績は1万8,918人でありまして、差額の返還分は1億8,370万9,840円で、1,822人分及び事務費の差額でございます。公務員分など、市で人数を把握できなかったこともございまして、不足が生じないように多めに予算を計上していたため、このような差額が生じております。3番の返還期限は、11月下旬で金額の確定日が、令和4年8月26日の見込みでして、ここから90日以内ということで、県からの連絡

があったところが、11月の下旬ということでございます。4番の補正予算額につきましては、歳出が第3款民生費、第2項児童福祉費、第14目子育て世帯への臨時特別給付金給付費、第22節償還金利息及び割引料の返還金で、1億8,371万円でございます。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○**野中保育課長** 資料⑤をお願いいたします。放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の補正予算案について、御説明させていただきます。1番の補正の理由ですが、保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用し、全小学校の放課後児童クラブにおいて、直営及び民間委託先に、令和4年2月から9月までの間は、国の補助率が10分の10で、支援員に対して3パーセント程度の賃金改善を行っておりますが、民間委託分について、賃金の算定誤謬があり、国へ修正申請を行い許可されたため、差額分の増額補正を行うものでございます。2番の事業の概要ですが、(1)の対象施設は、民間委託分の9か所で詳細は記載のとおりです。(2)の対象者は、放課後児童クラブ支援員。(3)の事業内容は、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業。当初は、令和3年度の新生児の執行額が625万3,000円。令和4年度に修正しまして、その執行額が826万5,761円で、その差額が、201万2,761円となります。(4)の補助率は、国10分の10。3番の補正予算額ですが、歳入は、第16款国庫支出金、第4項国庫交付金、第2目民生費国庫交付金、第2節児童福祉費交付金として、201万3,000円を計上させていただき、歳出については、第3款民生費、第2項児童福祉費、第13目放課後児童費、第18節負担金補助及び交付金として、201万3,000円を計上させていただくものです。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、放課後児童クラブ推進事業及び放課後子供教室推進事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○**野中保育課長** 資料⑥をお願いいたします。放課後児童クラブ推進事業及び放課後子供教室推進事業の補正予算案について、説明させていただきます。1番の補正の理由ですが、本事業は小学校就学児童を対象に、授業終了後に学校の余裕教室等を活用して、適切な遊び及び生活の場を提供するものです。事業の一部、約半数を業務委託により実施しておりますが、2月下旬に指名競争入札を行う委託契約では、4月当初より委託業務を開始するには準備期間がなく、平成28年度から同じ業者が受託し、他の業者が参入しにくい状況にあります。本事業の運営には、児童の状況を把握し支援員の配置する準備期間を要するため、今回は債務負担行為を設定し、広く業者を参入させ、速やかな契約と質の高いサービスを行うものでございます。2番の事業の概要ですが、(1)対象施設等としまして、今、民間委託をしている委託業者ですが、株式会社アンフィニのほ

うで、学校数は7校。学校名は、記載のとおりでございます。(2)全体事業費は、1億8,141万3,000円。この事業は、子ども子育て支援交付金等の補助があり、補助率は、国、県、市でそれぞれ3分の1ずつになります。(3)業務委託期間は、令和4年度から令和5年度まで。3番の補正予算額ですが、債務負担行為を設定させていただき、放課後児童クラブ運営委託料分としまして、1億6,863万5,000円。放課後子供教室運営委託料としまして、1,277万8,000円。合計額としまして、1億8,141万3,000円を計上させていただくものでございます。なお、放課後児童クラブの直営分について、長年、支援員の人材確保が難しくなっている課題があります。その理由は、賃金が安い、勤務時間が13時30分から18時30分と不規則で、かつ夏休みなどの長期休業期間では午前中勤務も発生することや配慮が必要な児童や苦情が多い保護者が増加しており、その対応に苦慮するなどがあります。そのため市では、民営化の一層の推進を考えておりまして、支援員の確保が難しい小学校から、準備が整い次第、民営化を進めてまいります。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、認定こども園土浦幼稚園整備工事について執行部より説明願います。

○**菊田こども政策課長** 資料⑦と資料⑦-2について御説明させていただきます。認定こども園土浦幼稚園整備工事についてをお願いいたします。これについては、認定こども園土浦幼稚園整備工事の入札を行いまして、予定価格1億5,000万円以上の工事ということで、議決案件となり、議案を9月議会に上程しますので、内容を報告させていただきます。3番の入札日は、令和4年8月9日に一般競争入札を行いまして、落札業者と8月10日に仮契約を行っております。議決によりまして、本契約に切り替えます。5番の工期は、議決の翌日から令和5年9月15日までの予定です。6番の契約予定額は、税込みで4億2,240万円でございます。7番の契約の相手方は、株式会社折本工業です。8番の建物概要につきましては、1階は保育室、調理室など、2階は保育室、遊戯室など、鉄筋コンクリート造りの2階建てで、延床面積は1,125平方メートルです。10番の主な工事内容は、建築主体工事、外構工事、解体工事、電気設備工事、機械設備工事でございます。資料⑦-2をお願いいたします。その他の認定こども園土浦幼稚園整備事業の進捗状況についてでございます。(1)の工事着工に向けての園内の整理につきまして、8月中旬から下旬にかけて旧土浦幼稚園の備品の旧新治幼稚園への一時移転を行います。これは、認定こども園の整備の後に、使用する物品についてでございます。10月上旬には、土浦幼稚園に残る不要な備品の処分を行います。10月中旬から工事着工の予定でございます。(2)の近隣住民等への説明ですが、令和4年4月から5月にかけて、文京町の地区長へ事前に説明を行いました。また、通学について、土浦小学校、土浦一中、土浦二高につきまして事前に説明を行っております。令和4年10月には、業者が決まった後、工事前の説明を、再度行ってまいります。地区長と通じまして、地区の方々には文書配布することによって説明をいたします。これ

は、地区長と協議済みでございます。土浦小学校、土浦一中、土浦二高へも再度説明を
してまいります。工事の請負業者、住宅営繕課、こども政策課で、共に近隣住民への挨拶
説明をしております。そして、東崎保育所保護者説明会の第2回目を行います。1
回目は令和3年7月に実施しております。令和5年6月から7月頃ですが、東崎保育所
保護者説明会の第3回目を予定しております。引越しや今後の運営の説明で考えており
ます。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** その他に移ります。霞ヶ岡保育所に関する民間活力導入事業の進捗状況
について執行部より説明願います。

○**菊田こども政策課長** 資料⑧、霞ヶ岡保育所に関する民間活力導入事業の進捗状況に
ついてをお願いいたします。7月20日の文教厚生員会におきまして霞ヶ岡保育所に係
る民間活力導入の実施やスケジュールについて御説明いたしました。8月20日には
保護者説明会を開催しましたので報告します。1番の開催日時、場所ですが、8月20
日で9時から10時の間で、霞ヶ岡保育所の遊戯室で行いました。2番の出席者につ
きましては、11人の8世帯でした。全体の入所児童数は、73人の71世帯ですけれど
も、そのうち1歳児と2歳児、3歳以上児では、今後、1歳児、2歳児の入所を考えて
いる保護者の方が来られました。3歳以上児につきましては、移管を予定している時期が
令和7年4月ですけれども、その令和7年4月時点では、3歳以上児は卒園をしてお
りますので、3歳以上児の保護者の方は出席がなかったということかなと考えており
ます。なお、入所申請の時の保育利用案内にも、霞ヶ岡保育所は民間活力導入予定である
ことを掲載しておりまして、また、令和3年度や令和4年度の入園式では、全ての保護
者に民間活力導入予定であることを連絡しておりまして、保護者には認識されている
ものと考えております。3番の保護者からの主な質問等ですけれども、三人の保護
者の方から質問がありました。(1)民間事業者からの応募がなかった場合は、公立のま
まとなるのか。施設の老朽化対策はどのするのか。これに対しては、もし応募がない
場合は、当面は市で運営して、ただ一定期間を置いて、再度民間活力導入は考えら
れる。また、10年程度前に耐震診断を行っておりまして、耐震基準は満たして
おりますので、耐震工事は行わないこととなりますが、ただ建物は古いので、部
分的な修繕は考えられて、また今年度長寿命化計画を策定しておりまして、計
画に基づき段階的な改修ということが考えられるとそのような回答をいたしまし
た。(2)の公立保育所移管先事業者選考委員会の構成メンバーはどのようにする
のかという質問がございました。これに対しては、公平な立場でふさわしい業
者を選ぶ観点から、保育に関する学識経験者3名、保育を専門とする大学教
授3名と市から副市長、担当部署の5名を予定していると回答しました。
(3)の民間移管の場合に、職員はどうなるのかという質問がございました。これ
に対しては、正職員の場合は、他の保育所や児童館、療育支援センターなどへの
人事異動になること。非常勤職員につきましては、公募をする場合の条件とし
て、その方々が残りたいということを希望する場合には、積極的に雇用して
いただきたいということ、公

募の条件に入れておきます。また、これまでの実績では、大分多くの非常勤職員の方が移管先に残っていると、お聞きしております。なるべく、環境が変わらないように、条件を付けて公募をかけておりますということで、回答をさせていただきました。当日の出席者からは、民間活力導入に否定的な意見はございませんでした。欠席された保護者に対しましても、当日の資料をこれから配付しまして、質問や意見については、あらためて質問票により集約しまして、回答を踏まえて公表をしていく予定でございます。4番の今後のスケジュール案につきましては、7月20日の文教厚生委員会の時に、お示しさせていただいたものの再掲でございます。令和4年9月には、選考委員の選定、委嘱。11月には、選考委員会の開催。12月には、不動産鑑定評価。令和5年1月には、事業者説明会。7月に公募の申込受付。8月に選考委員会の開催して、プロポーザルを行います。9月には、移管先業者を決定して、議会へ報告。10月には、保護者と事業者と市の三者懇談会を行います。令和6年10月にも、また三者懇談会を行います。令和7年1月からは、引継ぎ保育を実施しまして、3か月間の引継保育を行って、令和7年4月に移管先事業者による運営開始の予定でございます。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、認可外保育施設における死亡事案について執行部より説明願います。

○**加藤こども未来部長** 本年の7月30日に発生しました、市内にある認可外施設ゆうゆう託児園の乳幼児の死亡事案につきまして、御遺族に対し心よりお悔やみを申し上げますとともに、お亡くなりになられたお子様の御冥福をお祈りいたしたいと思っております。また、新聞報道で議員の皆様に対し、御心配をお掛けすることになりましたことを、お詫び申し上げます。この度の市内の事業所において、子供の死亡事案が発生してしまったことにつきましては、こども未来部長として極めて重大かつ深刻な事案だと受け止めております。この事案の一連の経過につきまして、お時間をいただき報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**野中保育課長** 市内にある認可外保育施設ゆうゆう託児園における、7か月男児の死亡事案について報告いたします。1番の対象施設ですが、ゆうゆう託児園。2番の事案の概要ですが、発生日は令和4年7月30日の土曜日未明でございます。保育中に、児童の異変に気づき、救急車を手配したが搬送中に心肺停止し、病院到着後に死亡されました。3番の本市のこれまでの指導経過ですが、本日お配りしました紙による別添資料のゆうゆう託児園実地指導経過を御覧いただければと思います。令和3年12月21日に立入調査を行いました。こちらは、児童福祉法第59条、第1項による調査でございます。夜間保育士数の不足にかかわらず、児童受入れを確認。そのほか、入所後の健康診断、避難訓練の未実施や児童睡眠中の観察記録の不備のほうが判明しました。市の対応としまして、指定基準違反事項を確認したため、県と協議し、指導監督指針に基づき文書による改善指導を行っております。そちらが令和4年2月7日になります。内容ですが、保育従事者の配置は、児童が一人である場合を除き、保育従事者を常時二人以上

の配置とし、常時保育士の有資格者を一人以上配置すること。児童の健康診断を1年に2回、避難訓練等を毎月1回以上実施すること。睡眠等の観察記録の実施や児童の予防接種状況を把握することということで、こちらは、施設に改善報告書の提出を求めました。令和4年3月11日に回答がございまして、そちらの抜粋なのですが、保育士はいるが、常時二人の人員費は無理。一時預かりがメインなので、健康診断は難しい。うつぶせ寝にしないよう睡眠中のチェックは行っている。コロナの国の対応についての苦情。庭で遊んでいるので、勝手口からの避難経路はみんな理解している。このような回答でした。こちらの文書指導内容の改善が見られないことから、回答結果に基づき県と協議をし、再度立入調査を実施することとしました。令和4年3月28日に立入調査を再度実施しまして、そちらの内容なのですが、立入調査当日は無資格の保育補助者1名での保育を確認しました。児童睡眠時の観察記録の不備をまた指摘し、再度回答内容の改善を求めました。こちらのほうも、県と協議をして再度基準に基づき、文書による改善指導を実施しまして、令和4年4月28日に文書指導を行いました。その内容は、指定基準に基づき保育従事者の配置を適正に実施すること。児童の健康診断を1年に2回、避難訓練等を毎月1回以上実施すること。睡眠等の観察記録の実施や児童の予防接種状況を把握すること。再度、改善報告書の提出を求めまして、令和4年5月27日に回答が提出されたのですが、その内容が、保育士以上に優秀な保育助士がいる。子育て経験のない保育士より、安心して任せられる。主が一時預かりなので、児童の健康診断は、母子手帳の診断記録で判断する。目視で呼睡チェックの実施や避難訓練をしなくても、勝手口から裏庭に出られるのをみんな理解している。やはり、文書指導内容の改善がなく、回答結果を基に県と協議をし、次は行政処分もあり得る内容を加えた、文書による改善指導を実施しました。それが、令和4年7月25日で、こちらの内容は前回と同じなのですが、ただし、8月19日までに改善が無い場合又は回答が無い場合には期限を設け、児童福祉法第59条第4項に基づく広報等での公表、また同法第59条第5項に基づく事業停止命令や施設閉鎖命令の措置があり得る旨の文書を通知してございます。こちらの別添資料なのですが、事案につきまして県警のほうで調査中であることから、まだ結果が出ていないので、こちらの委員会終了後に回収させていただきたいと思っております。つきまして、資料⑨に戻っていただきまして、4番になります。4番の県による緊急の事業停止命令の実施。(1)の実施日は、令和4年8月12日。(2)停止命令内容ですが、令和4年8月19日から改善事項の全てが改善されたと確認ができるまで、事業の停止を命ずる。県が緊急に命令を発出した理由ですが、同施設が基準に違反したまま事業を継続しており、児童の生命又は身体の安全確保に緊急を要すると判断し、緊急の事業停止命令の行政処分を実施することになりました。5番の今後の方向としまして、県では検証委員会を設置し、本事案の検証を行い、委員会の提言をもとに再発防止策を講じる予定でございます。また、保育課では、検証委員会への資料提供及び出席など県に全面的に協力してまいります。また、死亡事案については、現在、茨城県警で調査中でございます。報告は、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○塚原委員 認可外保育施設の場合は、県が管理ということになっていると思うのですが、これと同様の認可外保育施設は土浦でどれくらいあるのですか。

○野中保育課長 本市の認可外施設は、ゆうゆう託児園を入れまして5施設あります。ただ、ゆうゆう託児園は24時間見るベビーホテルの事業形態でおりまして、それと同様の事業をやっているところは、1施設のみでございます。ひよこクラブというところ

です。
○塚原委員 今回の事故を受けて、残り四つと今の24時間のベビーホテルは、指導というと県が行っていないのに市が行ってどうなるのか分からないですけれども、その辺の確認というのは、される若しくはされているということなんでしょうか。

○野中保育課長 児童福祉法第59条第1項に基づきまして、年1回の立入調査を行っております。ただし、今回の事案がありましたことから、保育課でも緊急の調査はかけてまいりたいと考えております。

○塚原委員 そうですね。同じことが違うところでも起きないように、その辺を含めてよろしく願いいたします。

○矢口委員 この指導経過を見て、7月25日に指導して、30日にこういった事故が起こってしまったというのは、本当に残念で、残念で、悔しい思いです。今の質問の中で、結局利用者の立場からすると選ぶところがないというのが、実態なわけですよ。ですから、この経過を見る限り、ここに預けるしかなかったというのが現実ということで、この場で結論とかは出ないですけれども、本当に根の深い。こういう24時間子供を預けなければいけない親御さんにとって、安全なところをどうやって確保していくのかというのは、大きな課題を現実突き付けられたということなので、引き続きよろしく願いしますとしか言えないのですが。

○目黒委員 4番の(2)の8月19日から業務停止ということで、改善されればゆうゆう託児園がまた再開するということで、今まで利用されていた方も、本当に預けるところがないと先ほどありましたように、再開すれば預けるというようになると思うのですけれども、改善されたというのはどういうタイミングというか。月1回、緊急の立入りと言っていましたけれども、その基準とか、今の時点で分かる範囲で御説明いただけたらと思います。

○野中保育課長 こちらの立入りのほうは、県と一緒に実施しておりましたが、ただし事業停止になりましたので、市で随時、実際に営業されていないかの確認は、毎回していこうと思っております。今回、特に一番大きかったのは、有資格者である保育士が常時いないことと、乳幼児を預かった時に、睡眠中の観察の記録も実施していなかったというのが一番大きいところだと思いますので、そちらのほうは引き続き再開よりも、そういうチェックができるのかというのを、人員の確保も含めまして、指導をしていきたいと思っております。

○目黒委員 以前から立入りをして、再三改善を要求しても、繰り返してこういうことが起きたということは、万が一営業が再開された場合には、今まで以上に立入りをよく徹底していただけたらと思います。もう1点、こちらではなくいただいた資料で、回答

された中に気になったのは、庭で遊んでいるので勝手口から避難経路をみんな理解しているとか、今年度についても勝手口から裏庭に出られる云々というのは、これは利用されているお子さんなのか、職員がそういうふうに答えているのか。あと、裏庭で遊んでいるというのが、庭で遊んで勝手口からというのがちょっと理解が。御説明をお願いします。

○野中保育課長 こちらの回答したのは、ゆうゆう託児園の管理者、施設庁でございます。それで、避難訓練につきましては、基準で毎月1回以上実施することと定められているのですが、こちらの管理者の考え方では、建物自体が1階しかなくて、それで裏庭とかなんかのほうに子供たちはいつも遊べるような状況なので、毎回避難訓練はやっているのだよ、みたいな意味で答えています。

○奥谷副委員長 資料を作っていただいてありがとうございます。経過を見れば見るほど、管理者のずさんさというか、そういうところが出ていて非常に腹立たしい部分はあるのですけれども、そもそも令和3年12月に、最初に立入調査に入ったのは、定例の立入調査だったのか、それともどこかから通報があつての調査だったのか、そこだけ教えてください。

○野中保育課長 これは、定例の立入調査でございます。ただし、水戸とかの認可外保育施設とかで事故がありましたので、県のほうが認可外保育施設について注意深く確認しなくてはならないということがありまして、県と一緒に立入調査を実施した経緯がございます。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何か執行部からありますか。

(「ございません」の声あり)

○下村委員長 一つだけ、私から。放課後児童クラブ推進事業及び放課後子供教室推進事業の補正予算案についてというところですか。これは、補正の理由のところ、事業運営には、児童の状況を把握し支援員の配置する準備期間を要するため、広く業者を算入され速やかな契約と質の高いサービスを行うために、債務負担行為の設定をしますと書いてあるよね。債務負担行為というのは、期間が複数年に渡る可能性もあるし、途中で業者を入れ替えても、債務負担行為は議会で承認されているから、そこで業者を入れ替える期間が取れると。そういう意味なの。それとも違う意味に取っていいのですか。

○野中保育課長 通常ですと、予算が確定してから契約などを行うのですが、どうしても2月下旬になってしまいますと、4月1日から実施するために新しい業者が参入する期間が短いというのがありまして、今は平成28年度からずっと同じ業者が受託している状況がありまして。

○加藤こども未来部長 本来であれば、4月1日からの事業なので、年度内に契約するということになるのですけれども、その4月1日から事業が始まってしまうので、前年

度中に契約をしてから、職員さんとか保護者さんに説明をしていくという期間をつくるには、早めに契約をしないとイケない。そのために、予算の担保が必要なので、債務負担行為をお願いしているという考え方で、今回お願いした次第でございます。

○**下村委員長** そこに、文面の中で広く業者を参入させ、速やかな契約と質の高いとあるけれども、広く業者を参入させるところが、本来は指名競争入札とかが広く業者を参入させるという意味合いに私は感じるのだけれども、債務負担行為というのは広く業者を参入させるところと、ちょっと違うのではないの。

○**加藤こども未来部長** その点につきましては、業者さんが保護者の説明とか、職員さんとの契約をするに当たって、ある程度期間が欲しいということになると、結局、最終的に今までのやり方の契約になってしまうと、分かっている業者さんが分かっているのですぐに手を挙げられるけれども、それ以外の業者さんが期間が短くてやりきれないので、下ろさせていただきますということで、参入してもらえないという状況があるということで、そういうことのマンネリ化が続いてしまっているということで、ある程度期間を取って皆さんに参入していただくという意味の、広く業者を参入させという意味でございます。

○**下村委員長** 債務負担行為そのものは、複数年度にまたがったり、単年度決算の部分を来年度の5月までとか7月までとか、あるいは翌年の3月いっぱいまでとか支出の保証をするわけですよ。そうすると、この期間に何億ですよとか。では、業者は途中で、債務負担行為をしているから楽になるのかということ、別に債務負担行為をしているかしていないかとは、違いがあるのではないかと思ったのだけれども。別段、入札時期を早めればいいのかではないの。以前のは、3月いっぱいまでであって、年度末の3月だね。今度の新たな入札は、募集をかけるのが11月頃からやって、12月に入札をしますよとやって、新たなスタートは3月準備してくださいと引継をやって。そういうやり方がとれないのかなと思っただけなのです。債務負担行為をしたから広く業者を求めることができるかということ、そうではないのではないと思っただけですよ。その辺がこの部分からは理解できない。債務負担行為をするから業者を広く参入させと。そこら辺の説明の仕方が、ちょっと違うかなと思うのですけれども。言葉尻を捕らえてすみませんが。

○**加藤こども未来部長** 内容は、そういう考え方でやらせていただいて。

○**下村委員長** 分かったような、分からないような。もっと上手に説明できるように、野中課長ちょっと考えてくださいよ。

○**野中保育課長** 申し訳ありません、勉強します。

○**下村委員長** 大変すみません。以上で、文教厚生委員会のこども未来部部分まで終わりました。執行部の方は退席して結構です。お疲れ様でした。委員の皆さん、引き続き行革デジタル推進課長の元川課長と市長公室長においでになっていただいて、先ほどの問題を皆さんからも御意見をいただけるようによろしく願いいたします。

【執行部入替え】

○**下村委員長** 午前中に、行革デジタル推進課から土浦市公共施設等再編再配置に関するアンケート調査の実施についての説明をするということでして、説明はいただきまし

たが、私は納得がいかないという言い方で、大変トラブってしまいましたが、実は、どこに問題があるかという、休憩時間にそれぞれのところで話があったのですが、私たちはこの再編のことについては、聞いておりません。改めて聞いていないので、突然にアンケートと言われても困るのです。先ほど、別の部長さんから、対象10施設の配置方針等について、どういうふうに、行革デジタル推進課から所管の委員会に報告してくださいというお話がありましたかと聞きましたら、ないですと。だから、私たちは知らないのですね。私たちに突然アンケートと言われても、困るのです。ただ、公共施設等再編再配置に関することについては、担当課、部、例えば私たちが所管しているのは、教育委員会、保健福祉部、こども未来部ですが、ここの部長さんたちは出ているのですよね、そちらの会議に。そちらの部長さんたちは、これをそれぞれの部で検討した結果をどうのこうのをやったとしても、我々の委員会に報告しなさいという話が無かった、していないということで、我々も知らないということです。だから、手続上の問題ができていないと。総務市民委員会に報告しましたといっても、関連するのは、対象10施設の配置方針の素案が出ていて、これに対するアンケートですよというけれども、私たちにも意見を言う権利はあるのではないの。ということで、出直しをしていただきたいというふうに感じるのですが、私の言っていることを委員の皆さんから付け加えることがあったのならば。

○鈴木委員 この再編再配置計画の中身の前に、例えば文教厚生委員会の所管施設が、私が見ただけで7施設あるわけですね。その7施設に対して、それぞれの管理している課のほうから、将来この施設はこういうふうにしていこうと思っておりますというような話が、先に文教厚生委員会にあって、それが再編計画にかかっているの说明だったらいのだけれども、今までにそういう話が一切無い中で、いきなり市民に無作為でアンケートをしますと言われても、いつの間にそういう段階になっているのだというのが、私たちは分からなくて、面食らったわけです。だから、その辺のところをもう1回戻って、私たちは文教厚生委員会だから、文教厚生委員会の所管の中の課長さんたちから、そういった説明を受けて、その後この話という手続でもって行っていただきたいし、その先、このアンケートをやった後に、どういう手続の元で、各施設が終わりになるのか、継続になるのか、そういうところも話し合っていないのだけれども、その時も必ず委員会のほうにも話を出して、並行して進めていただかないと。私たちはあくまでも文教厚生委員会だから、この委員会の中の審議しかできないので、その辺の流れをきれいに作ってほしいという。私が思うのは、そこです。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「お二人の言うとおりの声あり」)

○下村委員長 市長公室長から何かございますか。私たちから一方的だと失礼なので。

○川村市長公室長 まず、皆様には貴重なお時間を作っていただきまして、ありがとうございます。この度、事前の御説明なしに方針案というかたちで、案をお示しさせていただいてしまったということで、本当に申し訳ありませんでした。私どもとしては、手順が甘かったかなというところで、深く反省をしております。すみませんでした。再度

御節目をさせていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○元川行革デジタル推進課長 午前中は、大変失礼いたしました。この場を作っていただいて、ありがとうございます。今、公室長もおっしゃったとおり、これまでの進め方、所管の委員会以外にも関連する施設がございましたことから、その個別の配置方針、素案ということでお示しするに当たって、配慮が足りず申し訳ございませんでした。今後につきましては、必ず各所管の委員会で経過あるいは結果の報告をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○下村委員長 ありがとうございます。鈴木委員がお話の中にもありましたけれども、再編に関する委員会があって、そこで決まったことは、それが全てではないので、実際には決まったこと、あるいはこんなふうにしてきたいという話を、各課とか部に持っていくのでしようけれども、そこでまた議論があるのでしょうか。それを、我々のほうに知らせてもらわないと。というのは、簡単に言うと、それぞれの所管、文教厚生産業建設、総務市民とそれぞれの施設の所管になっている常任委員会がありますけれども、専門部会みたいなものですから、常任委員会が分かれています、我々が生涯学習とか、今回は10のうち7もあるくらいで、そうすると我々が専門の委員会だとすれば、該当するものに対して、意見は言えます。しかし、それ以外のものについては、なかなか知りえないところがあって言えないと思うのですね。ですから、該当するところについては、当然説明が必要であって、今までの再編計画で決めてきたことの経緯とか、あるいは決まったこと。あるいは、次にステップを踏んでいったら、それぞれの所管の担当課と打ち合わせしたら、こうなってしまったのだけれども、こういうふうにして結果として委員会に報告をしてくる。そして、これでよろしいのでしょうかというのではないけれども、御意見をいただきたい話があってしかるべきだったのだろうというふうに、鈴木委員は話をしてくれたと思うのです。私もそう理解しています。それと、今後はアンケートが終わったら、どのようにしてまた次のステップを踏むのかという、方針みたいなものが決まれば、また報告していただきたいというのが、普通の手順なのだろうというふうに感じますので、その辺も御検討いただいてよろしく願いしたいと思います。大変申し訳ございません。

○川村市長公室長 今、委員長からお話がありましたとおりなのですが、基本的な流れを申し上げますと、今年度の再編計画で先行する10施設の基本的な方針というのを定めたいというふうに考えておまして、具体には次年度以降、所管課と行革デジタル推進課のほうで、実際に基本方針に沿って、目標に向けて進めていくというような流れになるかと思えます。これまで、各常任委員会に御説明をしてきておりませんので、できましたら次回の委員会、本委員会になってしまうかと思えますが、その時にでも御協議をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○下村委員長 委員の皆さん、次回の委員会で説明をしたいというふうなお話ですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○下村委員長 それでは、次回の委員会で、時間調整は事務局とよく打ち合わせをして

いただいて、すごい量がありますので、二日間ありますから、うまく調整をしていただきたいなというふうに思います。ところで、もう一つ。これは、9月16日というのは無理だよ。大体、事前の委員会のこのところに持ってきて、9月16日というのは、元々無理だったのではないでしょうか。

○**川村市長公室長** 本当は8月末にでも送りたいようなスケジュールでございまして、それで9月中旬の日にちになっておりますが、ここはもちろん遅らせますので、なんとかそれでやっていきたいと思っております。

○**下村委員長** ありがとうございます。お互いに市民のためには、必要不可欠なことで、スクラップアンドビルドとかいろいろな言い方をしますけれども、必要なことですから、きちっと話し合いながら進めていきたいと思っております。手順は、大変申し訳ございませんが、議会は手続が必要なものですから、よろしく申し上げます。以上で、文教厚生委員会を閉会します。